

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書

令和元年7月

大阪府指定出資法人評価等審議会

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書

目 次

- 1 再点検の経緯・視点
- 2 再点検結果
- 3 別紙資料（再点検による審議会意見）

【参考資料】

- ・指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票
- ・大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

1 再点検の経緯・視点

(1) 今回の再点検の経緯等

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検については、法人を取り巻く社会情勢等の変化により、法人と府の役割はもとより、法人が抱える課題等に大きな変化が生じることが想定されることから、当審議会において、一定の期間（概ね3年間）ごとに、人的関与の継続の要否を確認しており、平成28年7月には、府が関与する16法人23ポストについての再点検に関する意見書を取りまとめた。今回の再点検については、前回再点検の時期より、概ね3年が経過したことから、前回審議会意見書を踏まえ、再度の点検を実施するものである。

【今回再点検の経過】

第1回（令和元年6月11日）

- 個別審議・一括審議ポストの仕分けについて審議

第2回（令和元年6月20日）

- 個別審議ポストの法人所管部局に対するヒアリング・質疑（2法人3ポスト）

第3回（令和元年6月25日）

- 個別審議ポストの法人所管部局に対するヒアリング・質疑（3法人3ポスト）

第4回（令和元年7月16日）

- 審議会意見のとりまとめに向けた審議

第5回（令和元年7月30日）

- 「大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書」の成案に係る審議

(2) 再点検の視点

再点検にあたっては、「法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど、法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、本当に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民目線により必要性の検討を行う」という、これまでの再点検の視点により審議を行った。

また、ヒアリングにあたっては、法人としての「取り組むべき課題の重要性」及び「法人課題と対象役員の職務との関連性」を中心に、「府の人的関与の必要性」について慎重に検討を行い、最終的に以下のとおり、審議会として意見を取りまとめたところである。

2 再点検の結果

前述の視点に立ち、対象である16法人23ポストについて再点検を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 人的関与の必要性が認められる(役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる)としたものは、14ポスト
- (2) 人的関与の必要性が条件付きで認められる(役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる)としたものは、5ポスト
- (3) 人的関与の必要性が認められない(役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき)としたものは、該当なし
- (4) 法人統合予定のため、審議を保留としたものは、4ポスト

※再点検による個別ポストごとの審議会意見については、別添資料を参照

今回の再点検は、前回の点検から3年を経過して実施したが、これまでの複数回にわたる審議会意見を踏まえ、府としても適切にポストの見直しが行われてきたことから、結果として、新たに「人的関与の必要性が条件付きで認められる」としたものは1ポスト(大阪府道路公社)であり、「人的関与の必要性が認められない」としたポストはなかった。

しかしながら、法人を取り巻く社会情勢等の変化により、今後とも、法人と府の役割はもとより、法人が抱える課題等に大きな変化が生じることも予想されることから、引き続き、概ね3年を経過するごとに人的関与の継続の要否について点検していくことが必要と考える。ただし、法人を取り巻く状況に変化が生じたり、審議会意見の内容に進捗があったりした場合には、随時に人的関与の再点検を行うことが必要である。また、府においては、指定出資法人の経営評価等を通じて、常日頃から適切に法人の経営状況を把握し、指導・調整を講じていくべきであると考えている。

なお、(公財)大阪府都市整備推進センター、及び、(一財)大阪府タウン管理財団については、統合が予定されていることから、今回は再点検の対象としなかったが、統合後の役員体制が定まり次第速やかに点検を実施する。

人的関与の必要性が認められたポスト（一覧） <令和元年7月>

※人的関与の必要性

- ・認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる。
- ・条件付きで認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる。
- ・認められない・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき。

※審議方法

- ・個別・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のあるポストについて、法人所管部局へのヒアリングを実施の上、審議。
- ・一括・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のないポストについて、ヒアリング等を省略の上、審議。

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	人的関与の必要性			審議方法		大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
			認められる	条件付きで認められる	認められない	個別	一括	
1	(公財)大阪国際平和センター (H1.7.25)	業務執行理事 (常勤)	○				○	当該法人は、府市の共同事業として、常設展示や特別展などを通じ戦争の悲惨さを次代に伝え、平和の尊さを発信していく役割を求められている。また、代表理事が非常勤であることから、業務執行理事は、法人の実質的な責任者として、また、実務面において、府・市の平和施策に関する方針をしっかりと把握し、法人に求められる役割を果たしていくためにも、関係機関・団体等の様々な意見を受け止め、バランス感覚をもって法人経営にあたりうる府関係者が継続的に就任することには、一定の妥当性が認められる。
2	(公財)大阪府国際交流財団 (H1.1.25)	常務理事 (常勤)	○				○	当該法人は、府内在住外国人や外国人旅行者の増加が見込まれるなか、多文化共生の拠点機関としての役割を担っており、府施策と連携した環境整備や機能強化が求められている。 また、多文化共生社会実現のために外国人向けのワンストップ相談窓口の整備や、災害発生時に在住外国人や外国人旅行者に対する災害時多言語支援の強化も重要課題であり、府と法人との密接な連携が求められており、府関係者を就任させる必要性が認められる。
3	(株)大阪国際会議場 (S33.8.9)	専務取締役 (常勤)	○				○	当該法人は、令和元年度から令和10年度まで指定管理者として、府立国際会議場の管理運営を行うこととしており、府への納付金の確保など指定管理応募時の提案内容の確実な履行が求められる。今回の指定管理期間中には、大規模修繕が予定されており、修繕を担う府との間で綿密な調整を行う必要があり、加えて、今後誘致が予定されているIR施設との住み分けなど将来を見通した戦略立案についても、府との連携は必要であるため、府関係者の役員就任の必要性が認められる。 また、当該法人に対する府の出資比率は50%、議決権比率は50.34%であり、最大株主として、引き続き、財務の健全性を維持した法人経営を行うために、府関係者を役員に就任させ、法人経営に関与させていくことが必要。
4	(公財)大阪府保健医療財団 (S40.7.26)	理事長 (非常勤)		○			○	これまで課題となっていた府立中河内救命救急センターの東大阪市への移管については、平成29年4月に、当該法人から東大阪市が設立した地方独立行政法人に指定管理が変更され、法人として役割を終えたところ。 一方、当該法人については、がん検診の受診率向上や精度管理の充実、循環器病対策のためのデータ分析などにおいて、府施策との連携・一体性が一層求められており、また、法人経営の自立化に向け収支均衡を図ることが急務となっている。これらのことから、法人経営の自立化に一定の見通しが立てられるまでの間は、医療分野において行政的調整能力を発揮できる府関係者が関わるべき必要性が認められる。
5	(公財)大阪産業局 (H31.4.1)	常務理事 (常勤)	○				○	府市が連携し大阪の産業振興を推進させるため、平成31年4月より大阪市都市型産業振興センターと統合し、大阪産業局として業務を開始しており、統合後も旧法人事業を円滑に引継ぎ、業務遂行することが求められる。また、府市との政策協調を図りながら、更なる府内中小企業等への支援強化の検討も要することから、引き続き、府の関与の必要性は認められる。
6	(公財)千里ライフサイエンス振興財団 (H2.7.31)	専務理事 (常勤)	○				○	府内ライフサイエンス産業振興のために、「産・学・官」連携を推進させ、法人の課題である実用化支援事業を強化するにあたっては、利害関係者との対外折衝や国等関係機関との調整を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要性が認められる。 また、理事長を含め他役員が全て非常勤であり、専務理事を唯一の常勤役員として配置していることに一定の妥当性はあるが、役員の配置形態や役割分担については、検討の余地があると思われる。
7	大阪信用保証協会 (S23.10.26)	常務理事 (常勤)	○				○	当法人は、中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため府が主体となって設立した大阪府中小企業信用保証協会と大阪市信用保証協会が統合した法人であり、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地域金融政策を府と協調して推進することが求められる。また、制度融資等に対する損失補償（H30年度・約17.5億円）など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた求償権の適正管理を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要があると認める。
8	(公財)西成労働福祉センター (S37.9.21)	代表理事 (非常勤)		○			○	当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 また、大阪市内では、あいりん地域が抱える諸課題を解決するために西成特区構想の実現に取り組んでおり、当該法人も特区構想の実現に歩調を合わせ「あいりん労働福祉センター」の現地建替えに向けた調整を推進しているところである。センター建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後については、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。
9	(公財)西成労働福祉センター (S37.9.21)	業務執行理事 (常勤)	○				○	当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 また、大阪市内では、あいりん地域が抱える諸課題を解決するために西成特区構想の実現に取り組んでおり、当該法人も特区構想の実現に歩調を合わせ「あいりん労働福祉センター」の現地建替えに向けた調整を推進しているところである。センター建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後については、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。

※人的関与の必要性

- ・認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる。
- ・条件付きで認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる。
- ・認められない・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき。

※審議方法

- ・個別・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に变化のあるポストについて、法人所管部局へのヒアリングを実施の上、審議。
- ・一括・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に变化のないポストについて、ヒアリング等を省略の上、審議。

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	人的関与の必要性			審議方法		大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
			認められる	条件付きで認められる	認められない	個別	一括	
10	(一財)大阪府みどり公社 (S61.2.28)	理事長 (常勤)	○				○	当該法人は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年12月公布)に基づき、平成26年5月に、農地中間管理機構として知事から指定を受けるなど、準公的機関としての位置づけが強まっており、府と密接な連携のもとに事業を推進できる府関係者の継続的配置は必要と考える。
11	(公財)大阪府都市整備推進センター (S34.9.7)	理事長 (常勤)	令和元年度中審議予定 (大阪府タウン管理財団との統合を予定しているため)					大阪府タウン管理財団との統合を控えており、統合後の法人のあり方等について、府及び関係団体と円滑な調整を行う観点からまちづくり行政に精通した府関係者の配置が必要と考える。 また、巨大地震対策関連で喫緊の課題である密集市街地対策をはじめ法人が行うまちづくりの支援事業については、府との役割分担のもと、府のまちづくり施策と整合を図り、市町村・関係住民等と取組を進めていく必要がある。 そのため、府において市町村・地域住民と一体となったまちづくりの経験・知識を十分に有し、これら施策上の要請に応える者が役員に就任し、適切な役割分担のもと、これら業務を法人経営上の観点から所掌し、指揮統括することが必要であると認められる。 さらに、公益目的事業の柱の一つである阪南2区事業においても、受入土量を確保するためには、府、市町村をはじめとする公的団体の公共事業の状況を把握し、適切な調整を行える府関係者を配置することが適当である。【平成28年7月審議会意見】
12		常務理事 (常勤)						
13	大阪府道路公社 (S58.4.1)	理事長 (常勤)		○			○	料金体系の一元化を目指すハイウェイオーソリティー構想(都市圏高速道路等の一体的運営主体)の推進に向けて、少なくとも其面有料道路の移管が完了するまでは、公社が道路事業者として府と一体的立場に立って関係機関と協議に参画する必要があるため、引き続き府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。
14	大阪高速鉄道(株) (S55.12.15)	代表取締役社長 (常勤)	○				○	当該法人は、府内の放射状の既存鉄道を環状方向に有機的に結び、ネットワークを強化する公共交通機関としてモノレールを整備するために、府・民間企業が共同で出資して設立した法人であり、桁、支柱、駅舎等のインフラ部は府が管理、車両や電気・通信設備等のインフラ外部は当該法人が管理するというスキームとなっている。 事業の状況としては、門真以南への延伸計画の決定による資金調達の必要性などの新たな課題が生じている。当該法人の事業は府の交通政策と密接な関係を有しており、法人の課題について府と当該法人が密接な連携のもとに対応していくことが求められることから、最大出資者でもある府が主体的に経営に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は認められる。
15		代表取締役専務 (常勤)	○				○	
16	大阪外環状鉄道(株) (H8.11.21)	代表取締役社長 (常勤)		○			○	同社は、沿線住民の利便性向上、都心ターミナルの混雑緩和及び沿線地域のまちづくりへの貢献等に向け、既存の城東貨物線を活用して、おおさか東線を整備するために、大阪府・大阪市・JR西日本が中心となって設立した法人であり、平成30年度末に全線開業した。 全線開業後は、残事業として家屋補償及び環境アセス対応の遂行に2年を要する見込みであり、設立経緯などを踏まえると、少なくとも残事業完了までの間は、大阪府・大阪市・JR西日本の3大株主が責任をもって対応するとしたスキームが維持される必要があることから、府の関与の必要性が認められる。
17		常務取締役 (常勤)		○			○	
18	大阪府土地開発公社 (S49.5.1)	理事長 (常勤)	○				○	府の公共事業用地の先行取得が法人の事業であり、法人と府の関係では、実質的に法人は府のガバナンス下にあると言える。一方で、公共事業用地の先行取得は、場合によっては、府において収用案件となる可能性もあるなど、行政に特有の業務であることから、公共事業用地の買収等に精通した者を役員に配置することには、一定の合理性が認められる。
19		常務理事 (常勤)	○				○	
20	大阪府住宅供給公社 (S40.11.1)	理事長 (常勤)	○				○	当該法人は、約22,000戸の公社賃貸住宅、府営住宅約12万戸の計画修繕、約3万戸の管理・運営等を行っている。(平成30年度末時点) 約1,400億円の借入金の削減が最大の課題であり、また、公社借入金に対する府の損失補償も約360億円と膨大であるため、公社債権の格付け(AA-安定的)の維持及び計画的な発行、特定優良賃貸住宅の収支改善などに取り組んでいかなければ、府財政に甚大な影響を及ぼすこととなる。 当該法人が府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有していることも踏まえると、こうした取組を進めるに際しては、府が主体的に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を排他的に配置する必要性は一定認められる。
21		常務理事 (常勤)	○				○	
22	(一財)大阪府タウン管理財団 (H3.7.1)	理事長 (常勤)	令和元年度中審議予定 (大阪府都市整備推進センターとの統合を予定しているため)					当該法人は、速やかな事業の縮小が課題であり、かつその内容は、地元自治体等への資産の継承(処分)が主たる課題であることから、市町村との調整・折衝等の十分な経験を有した府関係者が就任し、その陣頭指揮にあたることは、妥当な対応であると考えられる。また、事業拠点が千里・りんくうと分散しており、それぞれに意思決定の現地性が求められることから、2名の常勤役員に府関係者を配置することもやむをえない。 なお、府関係者の配置は、大阪府都市整備推進センターとの統合を実現するまでとし、この間においては資産処分の状況をみながら、各事業拠点における常勤役員の配置の必要性を点検することが適当と考える。【平成28年7月審議会意見】
23		常務理事(兼千里事業本部長) (常勤)						

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 目次

整理番号	法人名	役職名 (勤務形態)
1	(公財) 大阪国際平和センター	業務執行理事 (常勤)
2	(公財) 大阪府国際交流財団	常務理事 (常勤)
3	(株) 大阪国際会議場	専務取締役 (常勤)
4	(公財) 大阪府保健医療財団	理事長 (非常勤)
5	(公財) 大阪産業局	理事 (常勤)
6	(公財) 千里ライフサイエンス振興財団	専務理事 (常勤)
7	大阪信用保証協会	常勤役員 (常勤)
8	(公財) 西成労働福祉センター	代表理事 (非常勤)
9	(公財) 西成労働福祉センター	業務執行理事 (常勤)
10	(一財) 大阪府みどり公社	理事長 (常勤)
11	(公財) 大阪府都市整備推進センター	理事長 (常勤)
12	(公財) 大阪府都市整備推進センター	常務理事 (常勤)
13	大阪府道路公社	理事長 (常勤)
14	大阪高速鉄道 (株)	代表取締役社長 (常勤)
15	大阪高速鉄道 (株)	代表取締役専務 (常勤)
16	大阪外環状鉄道 (株)	代表取締役社長 (常勤)
17	大阪外環状鉄道 (株)	常務取締役 (常勤)
18	大阪府土地開発公社	理事長 (常勤)
19	大阪府土地開発公社	常務理事 (常勤)
20	大阪府住宅供給公社	理事長 (常勤)
21	大阪府住宅供給公社	常務理事 (常勤)
22	(一財) 大阪府タウン管理財団	理事長 (常勤)
23	(一財) 大阪府タウン管理財団	常務理事 (兼千里事業本部長) (常勤)

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 1

法人名	公益財団法人 大阪国際平和センター					
法人所管課	府民文化部人権局人権企画課					
設立年月日	平成元年7月25日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	0名	うち府退職者	1名
			その他			0名
	非常勤	7名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
職員数(常勤)	5名		うち府派遣	0名	うち府退職者	1名
主な事業概要	戦争と平和に関する資料の収集・保存・整備、展示及び調査研究・情報提供、大阪空襲犠牲者の追悼等 ・展示情報事業(常設展示、資料の収集・貸出、出かける展示等) ・企画事業(特別展、講演会、映画上映会、平和紙芝居、平和学習講座(教員向け)、戦跡ウォーク等) ・空襲死没者名簿、「刻の庭」の維持管理					
対象役員	業務執行理事					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの	2回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員		H30 2回	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○平和に関する深い見識とともに、政治的なバランス感覚、自治体が行うべき平和施策についての認識を併せ持ち、行政的な危機管理能力に長けた人物が、運営の中核には引き続き必要</p> <p>○展示に対する様々な(とりわけ批判的な)意見・要望に対する対応</p> <p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <p>○<u>財団の総合的運営</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・府市が平和施策を共同実施するため財団法人という手法を採ったものであり、府市の平和施策の効果的な実現を担う財団であるという前提に立って、事業全般にわたり企画から実施まで総合的な判断を行う <p>○<u>財団運営全般において政治的中立性・公平性を確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団運営に当たり、様々な意見・要望、支援活動等にも配慮しながら政治的中立性を確保し、「公の施設」に準じた活動を行うための総合的な判断を行う <p>○<u>財団運営の(事実上の)最高責任者として個人、関係団体等と折衝</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい財政状況の中で支援層の拡大・効率的な財団運営に努力 ・財団の発信力強化のため、他施設等との連携強化を図る <p>○入館者増に向けた学校、団体等への働きかけ</p> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <p>戦争や平和については様々な考え方やスタンスがある中、(事実上の)最高責任者として政治的中立性・公平性を確保しながら、府施策の一環にふさわしい企画事業等を、事務局職員を差配して実施している。</p> <p>また、開館以来の全面更新を実現(H27.4)した常設展示に対する様々な(とりわけ批判的な)意見・要望にも、高度なバランス感覚を以って、府市の意向を汲み取りながら対応している。</p>						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 平和に関する深い見識とともに、政治的なバランス感覚、自治体が行うべき平和施策についての認識を併せ持ち、行政的な危機管理能力に長けた人物が、運営の中核には引き続き必要
- 展示に対する様々な（とりわけ批判的な）意見・要望に対する対応

【上記課題に対する対応方針等】

引き続き府関係者を対象役員(業務執行理事)とする。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○財団の総合的運営

- ・府市が平和施策を共同実施するため財団法人という手法を採ったものであり、府市の平和施策の効果的な実現を担う財団であるという前提に立って、事業全般にわたり企画から実施まで総合的な判断を行う

○財団運営全般において政治的中立性・公平性を確保

- ・財団運営に当たり、様々な意見・要望、支援活動等にも配慮しながら政治的中立性を確保し、「公の施設」に準じた活動を行うための総合的な判断を行う

○財団運営の（事実上の）最高責任者として個人、関係団体等と折衝

- ・厳しい財政状況の中で支援層の拡大・効率的な財団運営に努力
- ・財団の発信力強化のため、他施設等との連携強化を図る

○入館者増に向けた学校、団体等への働きかけ

○30年度成果

- ・入館者数 69,539人（H29 68,586人）
- ・入館者総合満足度 94%（H29 95%）
- ・貸出資料利用人数 145,392人（H29 140,616人）
- ・出かける展示実施回数 12回（H29 16回）

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

本財団は、府・大阪市に成り代わって平和施策を行うため設立されたものであり、その運営の中核の役割を担うのが、対象役員（府関係者）である。

府関係者が対象役員（業務執行理事）から外れた場合、

- ・府民への成果還元や府施策の一環として相応しい企画事業等が行われなくおそれがある
- ・政治的な中立性・公平性を確保した財団運営が危ぶまれる
- ・（政治的な中立性・公平性を確保していても行政的な危機管理能力に長けていないと）政治的対立や外交問題に巻き込まれたり、紛争の場とされるおそれがある

以上のことから、引き続き府関係者の就任が不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票2

法人名	(公財)大阪府国際交流財団					
法人所管課	府民文化部都市魅力創造局国際課					
設立年月日	平成元年1月25日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	10名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
主な事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人材の育成 ・外国人の受入促進、活動環境の整備 ・国際交流情報の収集及び発信 					
対象役員	常務理事兼事務局長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	7回	うち臨時的に開催したもの		5回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or <input checked="" type="radio"/> 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の存続を前提とした事業内容の重点化や組織体制、収支の見通し等を考慮した中期経営計画(計画期間5年)を策定することが必要となる。 ・法人の存続に当たっては、法人の存在意義や役割をより高め、将来にわたり持続的な事業運営を可能とするため、多文化共生に関する高度な専門性を有する人材により法人経営を主導することが望ましい。 ・存続後のOFIXが重点的に取り組むことになる事業に適応した実施体制の整備に着手する必要がある。 ・大阪府国際化戦略実行委員会に対する負担金は、H29年度まで継続してアクションプログラム事業を実施することから、特定資産の活用(取崩)が必要であり、引き続き大阪府によるガバナンスの確保が必要。 ・特定資産については、アクションプログラム事業からの撤退に伴い残余额の1/2を府に返還するための法人内部の意思形成が重要な課題となる。 <p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会の運営 ・法人運営に関する重要事項の意思決定 ・法人見直しに係る理事、評議員の意見のとりまとめ ・法人見直しに係る府幹部との調整 <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月に府は「法人存続」を決定し、平成30年3月に法人の第3期中期経営計画が策定された。本計画に基づき、法人の「事業基盤の確立」を図るとともに、「多文化共生機能の強化」を図り、市町村・地域国際化協会等、NGO/NPOの係る活動を支援する「多文化共生の拠点機関」をめざすこととなった。 ・平成30年4月1日付けで、多文化共生分野に造詣が深く、組織マネジメントの経験や能力を有する民間企業経営者が新たに理事長に就任した。 ・アクションプログラム事業を平成30年度から府に一元化したことに伴い、法人から特定資産の残余额の1/2が府に寄附された。 ・中期経営計画における重点事業として、「外国人相談の強化」と「災害時多言語支援の強化」を位置付けており、「外国人相談の強化」については、出入国管理法の改正(平成31年4月1日施行)に伴う外国人労働者の増加に対応し、外国人が大阪で安心して暮らせる共生社会が実現できるよう外国人のワンストップ総合相談窓口の整備・充実を図るため、平成30年度内の窓口機能整備を進めており、平成31年4月からの事業実施を調整している。また、「災害時多言語支援の強化」については、平成30年6月の大阪北部地震や9月の台風21号などの災害において、外国人旅行者等への情報提供に課題があったことから、迅速、的確かつ分かりやすい新たな仕組みが求められており、「大阪府災害多言語支援センター」の拠点である本法人において、平成31年度に専用ウェブサイト及びアプリの開発を実施すべく調整を進めている。 						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人存続に当たり、平成30年3月に策定された第3期中期経営計画を確実に強力に推進する必要がある。
- 法人を存続するため、府が出捐した基本財産を維持し、持続的・安定的な法人経営が求められることから既存事業の見直しや新たな収入確保など積極的な対策を講じ、財政基盤の強化を図ることが必要である。
- 中期経営計画において、市町村・地域国際化協会等、NGO/NPOの多文化共生機能に係る活動を支援する「多文化共生の拠点機関」をめざすこととしており、今後とも府内の在住外国人や外国人旅行者が増加することが見込まれる中、府における多文化共生施策の一翼を担う機関として法人が重要な役割を果たしていく必要がある。
- とりわけ、中期経営計画に重点事業として位置付けられた「外国人相談の強化」と「災害時多言語支援の強化」については、府において対策を求められる喫緊の重要課題であり、府のガバナンスのもと、本法人が全力で取り組み、その成果を確実に最大限に上げることが求められている。

【上記課題に対する対応方針等】

大阪府のガバナンスを確保するため、府の人的関与を継続する。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 理事会の運営（理事長の補佐）
- 法人運営に関する重要事項の意思決定（理事長の補佐）
- 法人運営に関する大阪府幹部との調整
- 法人運営全般に関する業務執行

※具体的な実績評価

- 法人唯一の常勤役員（常務理事兼事務局長）として、非常勤の理事長を補佐し、中期経営計画に基づき、法人の内外における調整及び意思形成等の法人運営のマネジメントを行い、業務を執行している。
- 各理事や各評議員との十分な意思疎通を図り、安定的で円滑な法人運営を行っている。
- 府の指定出資法人として、府の施策と緊密に連携を図り事業を実施している。特に法人の重点化事業である「外国人相談の強化」と「災害時多言語支援の強化」については、府の重点課題でもあり、平成31年度から法人の新規事業として積極的に取り組むこととなった。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 府において法人の存続を決定し、平成30年度を初年度とする第3期中期経営計画が策定され、今後、法人のノウハウやネットワークを活用し、「事業基盤の確立」と「多文化共生機能の強化」を強力に推進することが重要な命題となっている。多文化共生の推進や財政基盤の強化を図るため、民間経営者である理事長が就任したが、非常勤であることから、法人の事務局運営そのものは、常勤役員（常務理事）によるマネジメントが重要な鍵を担っている。
- 法人の存続に当たっては、府が出捐した多額の基本財産を維持し、持続的・安定的な法人経営が求められ、かつ、府の喫緊の重要課題でもある「外国人相談の強化」と「災害時多言語支援の強化」に重点的かつ全力で取り組むことが求められている。理事長の非常勤化に伴い、法人経営（理事会）と事務局運営の両面において府が関与することにより、法人存続ミッションの達成を確実に主導していくことが極めて重要である。
- これらのことから、常勤役員である常務理事兼事務局長には、高度な調整力やリーダーシップ、豊富な行政経験を有する府関係者が就任することが必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票3

法人名	㈱大阪国際会議場					
法人所管課	府民文化部都市魅力創造局企画・観光課					
設立年月日	昭和33年8月9日					
役員数	常勤	4名	うち府派遣	0名	うち府退職者	1名
			その他			2名
	非常勤	14名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
職員数(常勤)	20名		うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
主な事業概要	①国際会議及び国内会議並びに文化、学術、芸術等各種催物の企画、誘致及び開催 ②内外商品等の見本市及び展示会の企画、誘致及び開催 ③会議施設及び展示場並びにこれらに付帯する施設、設備機器、備品等の賃貸及び管理運営等					
対象役員	専務取締役					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績(見込)	8回	うち臨時的に開催したもの	2回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	経営会議	社長、専務、常勤取締役、各課長、常勤監査役		月1回以上		
	常務会	社長、専務、常勤取締役、各課長		月1回		
【前回見直し時における法人の課題等】						
<ul style="list-style-type: none"> 法人は、平成26年度から30年度まで指定管理者として、府立国際会議場の管理運営を行う予定であり、指定管理応募時の提案内容の実現とともに、法人で策定した中期経営計画の実現が求められる。 特に、府への納付等の履行が行われている一方で、法人の収益が計画に比して大きく落ち込んでいる状況にあるため、国際会議等の誘致強化による利用料収入増や効率的な運営が求められる。 国際会議の誘致件数は、現在のところ、目標(26目標30件→35件)を達しているが、平成30年度の目標(60件)を達成するには、さらなる誘致の強化が求められる。 府は、法人に対し、全出資金の5割(3億円)を出資しており、法人の設立目的に沿った経営や、府への納付金の確保及び出資金の保全に適切な対応を講じていくことが求められる。 						
【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】						
<ul style="list-style-type: none"> 法人組織や営業・施設管理等の事業全般の業務執行に係るマネジメント 法人運営に関する重要事項決定への参画 中期経営計画の実現、さらなる改革への取組みにかかる調整 法人経営に係る府幹部との調整 						
※最重要課題である国際会議の誘致件数は、国際会議を行う業界団体への訪問営業や展示会への招待など、積極的な働きかけを促した結果、27年度は目標を上回る件数の開催実績を上げた。また、施設稼働率についても、全体としては目標値には僅かに届かなかったが、主要三施設は高水準を維持し、長期の仮予約の取扱方法を見直すなど、改善に取り組んでいる。さらに、利用者の満足度の向上や、リピーターを獲得するため、利用者の要望に応え、各種利用料金の一括払い(ワンストップサービス)制度を拡充させるなど、利用者の利便性の向上に取り組んでいる。						

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 法人は、平成26年度から30年度まで指定管理者応募時の提案内容及び中期経営計画を踏まえ、府立国際会議場の管理運営を実施。
- 収益については、国際会議等の誘致強化等の取組み等による利用料金収入の増加により、平成30年度で黒字転換としていた当初の計画を前倒して平成28年度には黒字化を達成した。
- 国際会議の誘致件数については、誘致強化の取組みの結果、毎年度目標を達成。
(26目標30件→35件、27目標35件→40件、28目標40→58件、29目標50→55件、30目標60→66件)
- 府は、管理運営や経営等に関する四半期ごとモニタリング等を通じ、定期的に法人の経営状況等の把握に努め、府への納付金の確保及び財政面を含む健全な法人運営の実現を図った。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、引き続き、平成31年度から40年度までの10年間、指定管理者として府立国際会議場の管理運営を行う予定であり、指定管理応募時の提案内容の実現とともに、法人で策定した中長期経営計画の実現が求められる。
- 特に、次期指定期間は10年間としており、法人には、長期にわたり、今期よりも増額となる府への納付金や修繕に係る費用等を確保しつつ、健全な財務状況を基盤とした効率的な運営が求められる。
- 国際会議の誘致件数は、これまでのところ、毎年度目標を達しているが、公募時の提案で今期を上回る目標を掲げており、これまで以上に国際会議の誘致及び開催支援に取り組んでいく必要があり、さらなる誘致の強化が求められる。
- また、府立国際会議場は開業から19年が経過し、指定期間中に計画的な大規模修繕が必要となる。大規模修繕は、府が担うこととなっており、工事の実施にあたっては、法人の経営への影響も踏まえつつ、施設の運営を担う法人と府との間で、綿密な調整を行う必要がある。
- さらに、現在府が誘致に取り組んでいるIRには、大規模な国際会議場施設が設置される予定であるが、今後、府立国際会議場としてIR施設との住み分けなど、将来を見通した戦略の立案が求められる。
- 府は、法人に対し、全出資金の5割（3億円）を出資しており、引き続き法人の設立目的に沿った経営や、府への納付金の確保及び出資金の保全に適切な対応を講じていくことが求められる。

【上記課題に対する対応方針等】

- 国際会議等の誘致強化や効率的な運営に取り組む、指定管理応募時の提案内容の確実な履行と、指定出資法人として中長期経営計画を確実に実行していくため、引き続き、大阪府と法人で協議・調整を実施。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人組織や営業・施設管理等の事業全般の業務執行に係るマネジメント
- 法人運営に関する重要事項決定への参画
- 中長期経営計画の実現、さらなる改革への取組みにかかる調整
- 大規模修繕工事実施に係る総合的なマネジメント
- 法人経営に係る府幹部との調整

※最重要課題である国際会議の誘致件数は、国際会議を行う業界団体への訪問営業や会議開催のキーパーソンとのネットワークの構築など、積極的な働きかけを促した結果、26～30年度は毎年度目標を上回る件数の開催実績を上げた。また、施設稼働率についても、全体としては目標値には僅かに届かなかったが、主要三施設は高水準を維持し、長期の仮予約の取扱方法の見直しや閑散期の利用料金割引など工夫をこらし、改善に取り組んでいる。さらに、利用者の満足度の向上や、リピーターを獲得するため、利用者の要望に応え、劣化した備品の更新や各種利用料金の一括払い（ワンストップサービス）制度を拡充させるなど、利用者の利便性の向上に取り組んでいる。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 府は、法人の設立にあたり、全出資金の5割（3億円）を出資していることから、指定出資法人として設立目的に沿った法人経営が行われることや、府出資金の保全に対応するとともに、指定管理応募時の提案内容が確実に実現されるよう、引き続き、法人への人的関与が必要である。
- 対象役員は、社長を補佐する常勤役員として、法人の方針決定に大きく関わるとともに、それを具体化するために社員をマネジメントする重要な立場にある。引き続き、経営方針への関与、経営計画の確実な実施をはじめ安定した経営を行っていく必要がある。
- さらに、31年度から10年間の長期にわたる指定期間における収支バランスを保ちつつ健全な運営を維持する必要があることから、府関係者が、府との関連に留意しつつ、府と法人との調整役としての役割と、府意思を十分反映した社内合意形成と経営戦略の策定、実施を行うことが必要であり、そうした役割を引き続き期待するためには府関係者の就任が不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票4

法人名	(公財)大阪府保健医療財団					
法人所管課	健康医療部 保健医療室 健康づくり課					
設立年月日	昭和40年7月26日					
役員数	常勤	0名	うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
			その他			0名
	非常勤	11名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
職員数(常勤)		54名	うち府派遣	3名	うち府退職者	5名
主な事業概要	○大阪がん循環器病予防センターの設置、管理及び運営 ○がん・循環器病の予防に関する知識の啓発普及及び保健医療情報の提供 ○医学医術の研究、助成並びに医師及び医療従事者の教育、研修					
対象役員	理事長(非常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	3回	うち臨時的に開催したもの		1回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 or <input type="radio"/> 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	所長会議	理事長、がん循環器病予防センター所長、事務局長、主幹		月1回、随時		
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○ 第1期中期経営計画(H24~28)においては、平成28年度一般正味財産増減額は、マイナス9,500万円(目標:収支均衡)となり、期間内での収支バランスの均衡が未達成となった。平成29年度からの第2期中期計画(H29~33)では、収支改善方策を着実に具体化し、単年度収支均衡を図ることが急務となっている。</p> <p>○ 府は、当法人の出えん金のうち48.6%(1,800万円)を出えんしていることから、法人の設立目的に沿った経営や、府出えん金の保全に適切な対応を講じる必要がある。</p> <p>○ 府民のがん死亡率は高く、全国より低い状況(男性:全国43位、女性:全国41位)にあり、健康寿命についても全国と比較して最低レベル(男性:全国43位、女性:全国47位)の中において、がん検診の実施、市町村がん検診の精度管理、生活習慣病予防を中心とする健康寿命延伸のためのデータ分析や技術支援など、府と連携して事業を行ってきた。 現在、国のがん対策推進基本計画の議論では、がん予防・早期発見が重点課題とされ、がん検診の受診率向上や精度管理の充実が求められており、また、府民の健康寿命延伸についても、万博誘致を契機として、改善を図るべき府民の健康指標として全庁的な目標となりつつある。 このように、当該法人の事業については、府の健康医療施策との連携や一体性がこれまで以上に求められている。</p>						

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 府施策の方向性を踏まえつつ、公益財団法人としての責務を果たすために、施設長をはじめとする幹部医師への専門的指導・助言
 - ・ 所長会議、事務長会議、運営委員会等において、新規の取組みや法人の経営改善の観点から、指導・助言を行っている。（がん循環器病予防センターの正味財産増減額の改善に向けた新規模事業と経費削減に向けた指導・助言など）
 - ・ 府から依頼のあった事業に関しては、事業の優先順位の観点から積極的に対応するよう指導・助言している。（中小企業の健康づくり事業、大阪府民の健康・栄養状況作成業務など）
- 中期経営計画に関する大阪府との調整及び意思形成の具体化
 - ・ 中期経営計画の実施にあたっては、がん検診の精度管理や受診率の向上、循環器病予防事業の推進等、府からの事業委託が大きくなってくるため、府との方針にかかる協議を踏まえ、法人代表者として取りまとめている。
- 法人代表者として、法人全体のマネジメント（事業推進、対外交渉、人事など）
 - ・ 事業推進にあたり、毎月開催する所長会議、事務長会議、がん循環器病予防センター運営会議等において、報告を受けるとともに、対応につき指示等を行う（各会議とも年11回）。他に、経営改善に向け、幹部職員を対象とした会議において、法人代表者としての方針を示している。
 - ・ トップセールスとして、受診団体の開拓を行う。
(28年度：4件 29年度8月末現在：10件)
 - ・ 医師の確保のため、阪大医学部教授等に紹介の依頼を行う。
(乳腺担当医師につき紹介を依頼)
- 府施策を法人事業として実行していくために、出えん団体をはじめとする関係保健医療団体等との合意形成
 - ・ 大阪府、大阪府医師会等に対し、理事会、評議員会の議案等について事前説明を行い、円滑な合意形成に努める。（理事会・評議員会は年各2回、その他、理事・評議員等人事にかかる調整は随時）
 - ・ 大阪府、大阪市、大阪府医師会等で構成する「がん予防キャンペーン大阪実行委員会」の代表者として、事業の円滑な実施を図る。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 第1期中期経営計画（H24～28）においては、期間内での収支バランスの均衡が未達成であったことから、第2期中期計画（H29～33）では、収益確保及び経費削減に関し下記のとおり具体的事項を定め、計画期間中における「がん予防検診事業」の収支バランスの均衡を目指すこととした。
 - ・ 収益確保
総合健診受者の増加、検診料金の改定、休日検診、休日検診の実施やオプション検査の拡大等による収益増を図る。
 - ・ 経費削減
入札や価格交渉による支出額削減、医療材料費の削減などによる支出減を図る。
- がん検診受診率やがん死亡率、健康寿命など、府民の健康を取り巻く指標は、改善傾向にあるものの、依然として全国より低い状況にある。このため、がん検診の受診率向上に向けて、府の委託事業である精度管理センター事業や乳がん検診受診率向上モデル事業（H30年度新規）等を通じて、市町村に対してがん検診の効果的な受診勧奨や精度管理等に関する支援を実施している。また、健康寿命の延伸を図るため、健診やレセプトデータの分析等による地域診断業務をはじめ、糖尿病等の予防に関する行動変容プログラムの策定・市町村への技術支援など、府の委託事業などを通じ、府と連携して取組みをすすめているところ。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】
※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 第2期中期経営計画の経営目標や収支計画の達成状況
 - ・平成29年度の「正味財産増減額」は目標を4百万円上回る実績を上げたが、「がん予防事業収益」は約1千6百万円、目標値に届いていない。
 - ・平成30年度は「正味財産増減額」、「がん予防事業収益」とも目標値に届かない見込み。
- 大阪府の健康指標の状況とその対応
 - ・大阪府のがん死亡率については依然として、全国より低く（男性：全国40位、女性：全国33位）、健康寿命についても全国と比較して低い状況（男性：全国43位、女性：全国47位）となっている。
 - ・当該財団に対しては、データの分析や市町村への支援等、多くの業務を委託しており「いのち・健康」を重点テーマとして掲げる2025年万博開催に向けて、より一層、府の健康医療施策との連携・一体的な取組み、がん検診の受診率向上や精度管理の充実など、生活習慣病の予防を主とする健康寿命の延伸に資するデータ分析や技術支援などに取り組むことが不可欠。

【上記課題に対する対応方針等】

- 経営改善に向け、トップセールスをはじめ営業活動の強化による総合健診の受診増、精度の高い検診施設の強みを活かした市町村の個別検診の受託の促進などといった従前からの取組みに加え、過去の間人ドック受診者を対象に受診勧奨を行うなど、新たな収益確保策を実施している。また、平成31年度には料金改定に取り組むとともに車健診の効率的運用を図る観点から2台を削減。収支改善を通じて法人経営の自立化を目指す。
- 公益財団法人として、府民のがん検診受診率や精度管理の向上に寄与するため、府と協働して、これまで培ってきた専門性を活かし、受診者ニーズに対応したサービスの充実を図っている。また、府と協働して、地域の健康課題を明らかにするとともに、科学的根拠に基づく循環器病予防対策を強力に推進し、府民の健康づくりに取り組むことにより、大阪府健康づくり推進条例（H30.10.30施行）大阪府健康増進計画、医療費適正化計画の実践に寄与する。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 中期経営計画に関する大阪府との調整及び意思形成の具体化
 - ・ 中期経営計画の実施にあたっては、がん検診の精度管理や受診率の向上、循環器病予防事業の推進等、府からの事業委託が大きくなってきているため、府との方針にかかる協議を踏まえ、法人代表者として取りまとめている。
- 法人代表者として、法人全体のマネジメント（事業推進、対外交渉、人事など）の推進
 - ・ 事業推進にあたり、毎月開催する所長会議、事務長会議、がん循環器病予防センター運営会議等において、報告を受けるとともに、対応につき指示等を行う（各会議とも年11回）。他に、経営改善に向け、幹部職員を対象とした会議において、法人代表者としての方針を示している。
 - ・ トップセールスとして、受診団体の開拓を行う。
（30年度：4件契約成立）
 - ・ 放射線医師の確保のため、大学医学部教授等に紹介の依頼を行う。

- 府施策を法人事業として実行していくために、出えん団体をはじめとする関係保健医療団体等との合意形成
 - ・ 大阪府、大阪府医師会等に対し、理事会、評議員会の議案等について事前説明を行い、円滑な合意形成に努める。（理事会・評議員会は年各2回、その他、理事・評議員等人事にかかる調整は随時）
 - ・ 大阪府、大阪市、大阪府医師会等で構成する「がん予防キャンペーン大阪実行委員会」の代表者として、事業の円滑な実施を図る。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 対象役員の職務としては、経営及び事業面の課題を踏まえ、府の健康医療施策との連携や一体性を確保しつつ、当該法人の最重要課題である法人経営の自立化に一定の見通しが立てられるよう、第2期中期経営計画に基づく収支改善方策を早急に軌道に乗せる必要がある。
- 平成28年度までの数年間、毎年度1億円近く正味財産が目減りしている危機的状況のなかで、対象役員は、法人代表者として、法人の方針決定に深く関与しながら、収益確保及び経費削減策を具体化する法人全体のマネジメントに取り組んだ結果、平成29年度(第2期中期経営計画の初年度)は、正味財産の減額が3,800万円となり、計画目標を達成することができた。第2期中期経営計画に掲げた法人経営の自立化を実現するためには、対象役員が府意思を反映させながら法人との調整役として機能し、更なる経営改善策を講じていくことが不可欠である。また、対象役員は府が当法人の出えん金のうち48.6%（1,800万円）出えんしていることから、府出えん金の保全に対応する必要も求められる。
- 事業面について、府では、健康づくり推進条例を制定し、万博の開催に向けた取組みとも連携しながら、第3次大阪府健康増進計画や第3期大阪府がん対策推進計画に掲げる具体的内容の実施に向け、“多様な主体との連携・協働”による府民の主体的な健康づくりを支援することとしている。保健医療分野における高度な専門知識を有する財団においては、府の健康医療施策に精通した対象役員が、府が展開する「第2期健康寿命延伸プロジェクト（知事重点事業）」をはじめ、新規施策の検討や円滑な事業推進に向けて、府との調整役を果たすことにより、府民の健康づくりの効果的な推進が期待できる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票5

法人名	(公財)大阪産業局					
法人所管課	商工労働部商工労働総務課					
設立年月日	平成31年4月1日					
役員数	常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
			その他			3名
	非常勤	7名	うち府派遣	名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	131名		うち府派遣	5名	うち府退職者	5名
主な事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・経営相談、マーケティング支援 ・スタートアップ支援 ・事業承継支援 ・人材確保、育成支援 ・ものづくり支援、設備貸与 ・施設管理運営(マイドームおおさか、大阪産業創造館) 					
対象役員	常務理事					
理事会・取締役会の開催状況	2回	うち臨時的に開催したもの			回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員(9名)		年1回	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新法人による中小企業支援機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・新設合併方式により新法人を設立 ・国際化支援、創業・ベンチャー支援、事業承継支援を3本柱とする支援機能の拡大・強化 <p>【前回見直し時の対象役員の職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○理事(常勤) <ul style="list-style-type: none"> ・府・市と必要な協議調整を行うとともに、理事長の指示した部門・事業を統括 <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業ニーズに応じた事業展開 <ul style="list-style-type: none"> ・両法人のユーザー企業にニーズが高く、企業獲得にかかる大都市間競争を睨んだ、3本柱の支援機能強化に向けて、(公財)大阪産業局において具体化に向けた検討を進める。 ○府の関与の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・現場ニーズを踏まえた中長期で戦略的な中小企業支援施策の展開を図るとともに、政策立案機能を高めるため、平成31年4月より、国際ビジネス支援関連事業・ものづくり支援関連事業において、必要な予算と人員を措置。 <p>【現在の法人の課題等(前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと)】</p> <p style="text-align: center;">※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業支援機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 《法人統合の目的・支援機能の強化の方向性》 大阪経済が少子化による市場の縮小や産業・経済のグローバル化、後継者問題などの課題に直面している中で、これまで以上に中小企業をサポートしていくため、両法人を統合し、大阪の成長を支えるオール大阪の中小企業支援機関として再構築を図るもの。 平成31年(2019年)4月に、(公財)大阪産業振興機構と(公財)大阪市都市型産業振興センターが、新設合併方式により(公財)大阪産業局を設立。支援機能の充実を図りながら、国際化支援、創業・ベンチャー支援、事業承継支援を3本柱とする支援機能の拡大・強化を図る。 <p>【上記課題に対する対応方針等】</p> <p>2021年度を目途に、次の2点を軸に段階的な機能強化を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業ニーズに応じた事業展開 <ul style="list-style-type: none"> 既存事業の再編に加え、両法人のユーザー企業にニーズが高く、企業獲得にかかる大都市間競争を睨んだ、3本柱の支援機能強化に向けて、具体化の検討を進める。 ・国際化支援：在阪企業の海外展開、海外企業の大阪への投資を促す。(例：海外支援コンソーシアム設立など) 						

- ・創業・ベンチャー支援：大阪発のベンチャー企業のさらなる成長や定着を促す。
(例：オール大阪グローバルベンチャーエコシステムなど)
- ・事業承継支援：円滑な事業承継を支援し、大阪産業の持続的な発展を実現する。
(例：大阪府事業承継ネットワーク事業など)
- ・その他：サービス機能のワンストップ化や情報発信機能の充実など、サービスの充実強化を図る。

○府・大阪市からの事業移管、派遣職員の受け入れ

府・大阪市の既存事業について、法人統合を機に、移管可能な事業については平成31年度から順次資源集中を図るとともに、法人の関与のあり方や関係機関との連携手法、それぞれの役割分担等を踏まえて、最適な事業のあり方について、協議・調整を進める。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○ 常務理事

- ・府・大阪市の中小企業支援機関としての機能を十分に果たすことができるように、中小企業支援機能の強化に向けて、府や大阪市と必要な協議調整を行うとともに、HR戦略部、産業振興部、設備支援部、施設運営部を統括。

【対象役員が担当する部門と主な分掌事務】

HR戦略部・・・人材支援事業に関すること

産業振興部・・・クリエイション・コア東大阪の管理・運営、産学連携支援、下請中小企業取引あつせん・情報提供、地域サポート事業、よろず支援拠点事業、事業承継支援事業に関すること

設備支援部・・・設備貸与（割賦販売及びリース）、設備貸与の債権管理に関すること

施設運営部・・・マイドームおおさか展示場・会議室の運営、展示会等の誘致・企画・開催に関すること

【他の理事が担当する部門と主な分掌事務】

(専務理事)

プロジェクト推進部・・・財団事業の企画、広報、調査事業に関すること

(常務理事A)

国際事業部・・・国際ビジネス支援に関すること

イノベーション推進部・・・グローバルイノベーション創出支援事業、大阪トップランナープロジェクトに関すること

(常務理事B)

産創館事業部・・・創業支援事業、経営力強化事業、販路開拓支援事業、コンサルティング事業、ものづくり企業支援事業、おおさかなレッジ・フロンティアプロジェクト運営事業に関すること

クリエイティブ産業推進部・・・クリエイティブ産業創出・育成支援事業、大阪デザイン振興プラザ事業に関すること

IoT・RTビジネス推進部・・・先端技術ビジネス創出支援事業、ロボットテクノロジー産業振興事業に関すること

施設運営部・・・大阪産業創造館展示場・会議室の運営、展示会等の誘致・企画・開催に関すること

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 府・大阪市の中小企業支援団体を統合して設立した（公財）大阪産業局が、統合後も円滑に業務を遂行し、府域全体の中小企業支援にしっかりと取り組めるよう、組織体制の強化を図る必要がある。
- また、府・大阪市・（公財）大阪産業局により、中小企業支援施策の方向性や目標を設定する場を設けるなど、府・大阪市との協調を図りながら取り組みを進めていく必要がある。
- さらに、中小企業支援機能の拡大・強化を図っていく上で、府・大阪市の中小企業支援事業の更なる移管、事業執行にかかる費用や必要な人員の派遣の受け入れに関する協議・調整が必要であることに加え、ワンストップ化などのサービスの充実や認知度の向上を図ることなどにより、府域全体の中小企業による更なる活用促進につなげる必要がある。
- これらを推進していくためには、（公財）大阪産業局内部や関係機関はもとより、府・大阪市との高度な調整能力を有する、府政精通者の常務理事への就任が不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票6

法人名	公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団					
法人所管課	成長産業振興室ライフサイエンス産業課					
設立年月日	平成2年7月31日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	名	うち府退職者	1名
			その他			名
	非常勤	11名	うち府派遣	名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		8名	うち府派遣	名	うち府退職者	1名
主な事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成事業(千里ライフサイエンスセミナー、新適塾等) ・研究助成事業(寄付金等の活用による奨励研究助成) ・普及・啓発事業(市民公開講座、財団ニュースの発行等) ・実用化支援事業(橋渡し研究戦略的推進プログラム、技術講習会等) 					
対象役員	専務理事(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績(見込)	2回	うち臨時的に開催したもの		回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	評議員会	※別紙参照		年1回程度		
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>①経営基盤の強化 ②広報活動の強化</p> <p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <p>○専務理事(常勤) <u>・唯一の常勤執行役員として事務局長を兼務。研究者である理事長(非常勤)を補佐(実務・経営面で代行)し、事業全般、経営・財務全般について企画・執行管理。特に経営面では、財団の主な収益となる基本財産等の運用益を上げられるよう金融機関等と調整。</u> <u>・製薬企業や大学、行政機関との具体的事項に関する調整。具体的には、採択されている国プログラム「地域イノベーション戦略支援プログラム」に関し文科省や大阪大学との調整を行い、プログラムの円滑な実施のために相応の役割を果たしている。後継プログラムに関しても、獲得に向けて関係機関への働きかけなどを行ってきたところ。</u> <u>・多様な経験を活かして、主に一般向け(市民、生徒対象その他普及啓発)事業や広報に関し企画・実務を実施。</u></p> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <p>①経営基盤の強化 →国債等の償還に際し、資産の安全を図りつつ、金融機関との意見交換を通じて円建の元本保証等の範囲で、より運用利回りの良い仕組債等の金融商品を購入し、低金利下の中であっても運用収益を向上させている。 【運用収益額】H27年度実績：0.89億円 ⇒ H30年度実績：1.01億円 また、財団事業の縮小に伴い、人員体制を見直し、人件費の削減に努めている。 【職員数】H28年度当初：14名 ⇒ H30年度当初：10名</p> <p>②広報活動の強化 →財団HPにおいて、ほぼ全てのセミナーの動画配信を行うなどHP掲載内容の充実を図るとともに、新たに新聞広告(1ページ大)を活用し市民公開講座の内容周知を図るなど、財団の認知度向上に努めている。</p>						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】
※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ① 実用化支援事業の強化
- ② 経営基盤の強化

【上記課題に対する対応方針等】

① 実用化支援事業の強化

→従来の国事業「地域イノベーション戦略支援プログラム」や府事業「おおさか地域創造ファンド事業」が終了。その一方、平成29年度から新たに国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「橋渡し研究戦略的推進プログラム」について大阪大学から拠点（阪大）外のシーズ発掘支援業務を再受託したところである。このように文科省やAMED、大阪大学等と積極的に交渉を進め、更なる競争的資金の獲得をめざし、実用化支援事業の強化を図る。

② 経営基盤の強化

→財源が基本財産等の運用益に限られており、現状では低金利水準の厳しい運用環境の中での財産運用となっている。安定的な資産運用を前提とした「資産運用規程」に基づく厳格な運用が求められていることを踏まえ、引き続き適正かつ効率的な資産運用を行うとともに、寄付金、国補助金等の外部資金の獲得、コスト縮減に向けた取り組みを進める。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○ 専務理事（常勤）

※唯一の常勤執行役員として事務局長を兼務してきたが、競争的資金の獲得による実用化支援事業の強化に向け、専務理事が関係機関との調整に注力するため、内部管理の事務負担軽減を図り、事務局長の兼務をはずしたところ。（H30年10月）

- ・研究者である理事長（非常勤）の補佐（実務・経営面で代行）。
- ・事業全般、経営・財務全般の企画・執行管理。（専務理事は財団業務の総括責任者。財団業務の重要業務を担当。）
- ・公益財団法人の効率的な資産運用を図るために、行政・金融機関との意見交換や最新情報の収集。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

・理事長は、決裁や財団主催・共催事業など、必要の都度、その職務を務めているが、日常的に財団を代表して利害関係者（製薬企業役員や大学教授等社会的にトップレベルの方々）との対外折衝や産学官の調整等を行うためには、中立的な立場で大所高所から府全域を見渡すことのできる常勤役員を置く必要がある。

・理事11名のうち10名は非常勤（理事長以外は無報酬）であり、その本務は大学教授、病院・研究機関の長、製薬企業役員であるため、上記役員の任を担うことは困難である。

・府は財団設立時（H2）に10億円を出捐し、その設立経緯から考えても現在の課題である実用化支援事業の強化に関して責任を果たす必要があり、また、府内ライフサイエンス産業振興を推進するためにも、総合調整機能とワンストップ機能を担うライフサイエンス産業課と、ライフサイエンス分野に関する高度・専門的な知見と人的ネットワークに強みを有する財団が車の両輪として、連携していくことが不可欠である。

・また、競争的資金等の獲得を図る上でも、国等とのネットワークの活用や、府内関係機関と連携・調整が不可欠である。

⇒以上の理由から、府出身の常勤役員を措置する必要がある。

<基本的役割分担>

理事長

- ・財団の方向性等、重大な経営判断
- ・理事会などへの出席
- ・研究者の視点から研究促進の企画、進捗管理を指導、助言 など

専務理事

- ・理事長の補佐（実務、経営面で代行） 財団業務の総括責任者
- ・競争的資金の獲得等、重要業務の担当

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票7

法人名	大阪信用保証協会					
法人所管課	商工労働部中小企業支援室金融課					
設立年月日	昭和23年10月26日					
役員数	常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
			その他(前府保証協会総務部長他)		3名	
	非常勤	16名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
職員数(常勤)	418名(定年再雇用者等含む)		うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
主な事業概要	大阪府内の中小企業者等に対する信用保証業務					
対象役員	役員ポスト(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	理事会3回	うち臨時的に開催したもの	1回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	常任理事会		常勤役員		原則、毎週1回	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 平成20年10月から平成23年3月に実施した緊急保証制度(100%保証)により、保証債務残高が急激に増加したが、その後の約定返済の進行及び新規保証承諾の減少により、年々保証債務残高は減少している。今後もその傾向が続くと経営への影響(保証料収入減少)が懸念される。
- 近時の景気動向は上向きであり、企業の倒産動向も減少しているものの、延滞事故報告受付も一定数あることから、依然として代位弁済の増加が懸念される。
- また、現在、国において、信用補完制度の見直しが検討されており、その結果によっては、中小企業に対する円滑な資金供給や協会の経営に支障が生じることが懸念される。

【前回見直し時の対象役員の職務】

- 理事長の補佐、協会の業務に関すること
- 常勤理事で構成する常任理事会の主力メンバーとして、高度な経営判断の決定に関すること
- 関係部署の管理並びに国・大阪府・支援機関など関係機関との協議・調整に関すること
- 府市信用保証協会の合併後の円滑な業務運営に関すること

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 経営の安定化に向けて、引き続き、責任共有制度の担い手である金融機関や商工会議所等の地域の支援機関との連携強化に努め、適正保証を推進していくとともに、保証債務の劣化防止と代位弁済抑制の観点から期中支援の充実、さらに代位弁済に係る回収強化の取組みを行っている。
- 平成30年度に行われた国の信用補完制度見直しも踏まえ、中小企業者の創業支援や経営支援に向けた取り組みの充実に努めている。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 平成23年3月末の緊急保証終了後、約定返済の進行及び新規保証承諾の減少により、保証債務残高の減少が続いた。新規保証承諾については、この数年、前年比プラス基調で推移しているものの、低金利かつ緩和的な金融環境下での競合による中小企業者の選好（保証を付さない金融機関のプロパー融資への転換等）もあり、保証債務残高は緩やかな減少が続いている。この結果、民間企業の経常損益に当たる経常収支差額は縮小傾向。
- 現状、景気が安定的に推移していることもあり、代位弁済の発生及びこれに伴う与信費用も低水準となっているが、今後の景気動向如何では、これらの増加が懸念される。
- 平成30年度に国の信用補完制度の見直しが行われ、金融機関との連携による適切なリスク分担や、中小企業に対する経営支援や創業支援の一層の充実が求められている。

【上記課題に対する対応方針等】

- 金融機関や商工会議所等の地域の支援機関との連携強化に努め、適正保証を推進していく。
- また、中小企業に対する経営支援として、創業フェアやビジネスフェアなどに加え、今後は府や関係機関等とも連携しつつ、事業承継やグローバル化支援などにも力を注いでいく。
- 保証債務の劣化防止と代位弁済抑制の観点から、モニタリング態勢の強化等による期中支援の充実、さらにサービサーの積極的活用等による回収強化の取組みを進める。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 理事長を補佐し、協会の業務に関すること。
- 常勤理事で構成する常任理事会の主力メンバーとして、高度な経営判断の決定に関すること。
適正保証の推進、安定的な資金供給、創業支援の拡充、顧客サービス向上などに引き続き取り組む。
平成30年度に信用補完制度の見直しが行われたため、中小企業に対する経営支援をより一層強化する。
- 関係部署の管理並びに国・大阪府・支援機関など関係機関との協議・調整に関すること。
大阪商工会議所、大阪府立大学などとの連携強化に取り組む。平成27年度より関係機関との連携のもと、ビジネスフェアの開催や創業支援を行っており、今後も継続。
さらに中小企業支援に向けて、中小企業の事業承継を支援するために立ち上げられた「大阪府事業承継ネットワーク」や大阪産業振興機構と大阪市都市型産業振興センターの統合により設立される「大阪産業局（仮称）」との連携を推進。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 府は保証協会の基本財産の約30%（約345億円）を出捐しているとともに、府の中小企業施策の根幹をなす制度融資の運営にあたり損失補償金（H30年度・約18億円）を交付するなど財政的・政策的にも関わりが極めて深い。
- 府内中小企業者への円滑な資金供給を実現するためには、府と保証協会が緊密なコミュニケーションをとりながら、両者が良好な協調関係を維持し、一体となって地域金融政策を推進していくことが必要不可欠であり、地域特性や府の政策的意図を十分に理解した上で、制度融資の創設・運営、企業個々の事情や特性に応じた審査を実行することが希求されることから、府政経験者が協会の理事に就任する意義は極めて大きい。
- また、信用保証協会が「大阪府事業承継ネットワーク」や「大阪産業局（仮称）」などと連携して中小企業を支援するうえで、国・府の商工労働施策に精通した府関係者が役員に就任することのメリットは非常に大きい。
- さらに、信用保証協会は、申込企業や取扱金融機関を通じて利用企業の財務状況等企業情報を入力し管理しているが、特定金融機関出身者が常勤役員となった場合、利用者や金融機関から見て情報管理の公平性・信頼性に疑念を持たれる可能性がありコンプライアンス上問題が生じる恐れがある。
- こうしたことから、引き続き府の財政的・政策的な関わりが深い状況下においては、今後も継続して『常勤役員ポスト』に府の関係者の就任が必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票8

法人名	(公財)西成労働福祉センター					
法人所管課	商工労働部雇用推進室労政課					
設立年月日	昭和37年9月21日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
			その他			0名
	非常勤	10名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)	30.5名		うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
主な事業概要	あいりん地域の労働者に対する ○無料の職業紹介事業 ○労災相談などの労働福祉事業 ○技能講習事業(国から受託)					
対象役員	代表理事(非常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	7回	うち臨時的に開催したもの		5回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	幹部会		代表理事、業務執行理事兼事務局長、事務局次長、総務課長、紹介課長、労働福祉課長		週1回、毎週火曜日	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 法人は、高度成長期にあいりん地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、あいりん地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、行政による直接実施が困難な労働対策について、公益財団法人として現地特性を踏まえながら、行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など各行政機関等との連携や取組みが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえ、「中期運営方針」(H28~H32)に掲げた目標を達成していく必要がある。
- 生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められる中、同区内に所在するあいりん総合センターのあり方についても検討されており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 法人の活動拠点となるあいりん総合センターは耐震基準を満たしておらず、早期の耐震化が必要である。現在、耐震化手法等について「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」における議論を踏まえながら、今後の西成労働福祉センター事業のあり方を検討する必要がある。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- あいりん地域の労働者を取り巻く社会環境の変化や地域の不測事案に対応し、公益財団法人としてのセンターの運営管理に留まらず、あいりん地域の行政機関や関係団体との連携により、地域労働者の雇用の安定・確保を担う主要な現地法人としての総合的な意思決定を行う。また、法人職員に対する理事者の代表としての方針決定を適切に行う。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 前回見直し時における法人の課題等に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、現在も変わるものでなく、この間、日雇労働者に対する継続的な支援を適切に実施している。なお、法人及び行政機関に対する抗議行動は起こっていない。
- 国、府、市、周辺住民及び関係団体等で構成されている第5回「あいりん地域まちづくり会議（H28.7.26開催）」（事務局：西成区役所）において、西成労働福祉センターの現地建替えを前提に、仮移転先を「南海電鉄高架下」とする方針を決定し、平成31年4月に仮移転を円滑に実施。
- 西成労働福祉センターの本移転施設のあり方については、「労働施設検討会議」において検討中。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】 ※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、高度成長期にあいりん地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、地域において行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえ、「中期運営方針」（H28～H32）に掲げた目標を達成していく必要がある。
- 生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められる中、同区内に所在するあいりん総合センターのあり方についても検討されており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 法人の活動拠点となるあいりん総合センターの耐震性が脆弱であるため、現地建替えを前提に平成31年4月に「南海高架下」に仮移転したところである。今後引き続き、「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている西成労働福祉センターの本移転施設規模、機能の検討の議論を踏まえながら、法人として、今後の実施する事業のあり方を検討する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 上記課題に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、これまでどおり対応していく。
- あいりん地域の労働市場の変容等の外部要因の変化及び職業紹介手法等におけるコンプライアンス確保を踏まえ、法人の事業のあり方を検討・改善し、関係機関と調整を図り、進捗管理を行っていく。
- 平成32年度までの今期「中期運営方針」に掲げた目標達成に努めつつ、「西成特区構想」や本移転施設の機能、規模の議論等の動きや環境変化に応じて「中期運営方針」の見直し等の必要性の検討を行っていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- あいりん地域を取り巻く社会環境の変化や不測事案に対応し、公益財団法人としてのセンターの運営管理に留まらず、各種地域の行政機関や関係団体との連携により、あいりん対策全般の行政的対応を踏まえて、地域労働者の雇用の安定・確保を担う主要な現地法人としての総合的な意思決定を行う。また、法人職員に対する理事者の代表としての方針決定を適切に行う。

【成果】

- あいりん労働福祉センターの閉鎖、仮移転先への事務事業の円滑な移転を計画どおりに実現。
- 平成28年度から平成32年度にわたる新中期運営方針及び経営目標の策定において、法人本来のミッションに直結した内容、及び高いレベルの成果目標を設定し、これまで計画どおりに目標を達成している。今後の毎年度の経営目標の設定及びその達成に向けては、法人のリーダーとして目標達成に尽力する。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 同法人は、府が担うべきあいりん地域における労働者対策の実施機関としての機能を果たす行政機関に等しい団体である。
- あいりん地域における労働対策は、治安確保や福祉との連携が重要であり、大阪府が国、府警本部、大阪市と緊密に連携して取り組むことが不可欠であることから、法人が地域対策の現地における拠点となり、関係機関の施策との整合性を確保し、行政施策（国、府、市等）を熟知したマネジメントを発揮することで、あいりん地域対策が機能している。
- 法人が抱える課題対応については、法人運営のみに捉われた対応ではあいりん対策としては不十分な判断となり地域の安定を損ねる。高度な行政経験により培われた高所的判断に基づく対応こそ、地域対策に求められることから、府関係者の就任が必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票9

法人名	(公財)西成労働福祉センター					
法人所管課	商工労働部雇用推進室労政課					
設立年月日	昭和37年9月21日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
			その他			0名
	非常勤	10名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)	30.5名		うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
主な事業概要	あいりん地域の労働者に対する ○無料の職業紹介事業 ○労災相談などの労働福祉事業 ○技能講習事業(国から受託)					
対象役員	業務執行理事(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	7回	うち臨時的に開催したもの	5回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	幹部会		代表理事、業務執行理事兼事務局長、事務局次長、総務課長、紹介課長、労働福祉課長		週1回、毎週火曜日	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 法人は、高度成長期に地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえながら行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえながら「中期運営方針」(H28~H32)に掲げた目標を達成する必要がある。
- 生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められる中、同区内に所在するあいりん総合センターのあり方についても検討されており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 法人の活動拠点となるあいりん総合センターは耐震基準を満たしておらず、早期の耐震化が必要である。現在、耐震化手法等について「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」における議論を踏まえながら、今後の西成労働福祉センター事業のあり方を検討する必要がある。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 実質的運営を担当する事務局長を兼務し、大阪府のあいりん地域の労働者施策との整合を確保し、地域の状況変化に適宜・的確に対応できる事業の恒常的見直し・改善をリードして職員に浸透させる。また、法人の事業が地域労働者の拠り所であるため、地域の各団体の要望や意見への対応窓口としての役割を担う。
- 法人は地域の労働対策の要であることから、大阪府、大阪市、労働団体等により構成されている大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の会長職を務め、地域対策のリーダー的役割を果たす。

○「西成特区構想」やあいりん総合センターの耐震化を踏まえた地域の職業紹介機関としての視点から、法人の今後の事業展開を踏まえつつ、委員として参画する「労働施設検討会議」において、耐震化に伴う新施設のあり方に積極的に提言し関与していく。また、日雇労働を中心とする地域の労働関係の諸課題の調整役として、関係機関との協議にあたる。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 前回見直し時における法人の課題等に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、現在も変わるものでなく、この間、日雇労働者に対する継続的な支援を適切に実施している。なお、法人及び行政機関に対する抗議行動は起こっていない。
- 国、府、市、周辺住民及び関係団体等で構成されている第5回「あいりん地域まちづくり会議（H28.7.26開催）」（事務局：西成区役所）において、西成労働福祉センターの現地建替えを前提に、仮移転先を「南海電鉄高架下」とする方針を決定し、平成31年4月に仮移転を行っている。
- 西成労働福祉センターの本移転施設のあり方（機能、規模等）については「労働施設検討会議」において検討している。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、高度成長期に地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえながら行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえながら「中期運営方針」（H28～H32）に掲げた目標を達成する必要がある。
- 生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められる中、同区内に所在するあいりん総合センターのあり方についても検討されており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 法人の活動拠点となるあいりん総合センターの耐震性が脆弱であるため、現地建替えを前提に平成31年4月に「南海高架下」に仮移転したところである。今後引き続き、「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている西成労働福祉センターの本移転施設規模、機能の検討の議論を踏まえながら、法人として、今後の実施する事業のあり方を検討する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 上記課題に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、これまでどおり対応していく。
- 法人の仮移転時において、事業運営が円滑に行われるように、地域との調整を図りつつ財団内の事業の取組みを行う。
- 日雇労働市場の変容等の外部要因の変化、「西成特区構想」や「労働施設検討会議」等での議論を踏まえ、法人の事業のあり方検討を主導し、必要な改善作業を指揮監督する。
- 「中期運営方針」に掲げた目標達成に向けた事業の進捗管理を行い、本移転施設の機能、規模の議論等の動き等の外部要因の変化の影響により「中期運営方針」の見直し等の必要性が生じた場合には、法人のミッションに沿った具体的かつ現実的な提案を行う。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○実質的運営を担当する事務局長を兼務し、あいりん地域における大阪府の労働施策との整合を確保し、地域の状況変化に適宜・的確に対応できる事業の恒常的な見直し・改善をリードして職員に浸透させる。

また、法人の事業が地域労働者の拠り所であるため、地域における各種団体等の要望や意見への法人を代表する対応窓口としての役割を担う。

○法人はあいりん地域における労働対策の要であることから、大阪府、大阪市、労働団体等により構成される大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の会長職を務め、地域対策のリーダー的役割を果たす。

○あいりん地域における主要な職業紹介機関としての視点から、法人の今後の事業展開を踏まえつつ、委員として参画する「労働施設検討会議」において、本移転施設のあり方に積極的に提言し関与していく。また、地域の労働関係の諸課題の調整役として、関係機関との協議にあたる。

〔成果〕

○あいりん労働福祉センターの閉鎖、仮移転への事務事業の移転を円滑に実現することができた。また、仮移転施設において円滑な事業の実施に取り組んでいる。

○平成28年度から平成32年度にわたる新中期運営方針の策定において積極的に議論をリードした。今後の毎年度の経営目標の設定及びその達成においては法人事業のリーダーとして目標達成にあたる。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

○同法人は、府が担うべきあいりん地域の日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たす行政機関に等しい団体である。

○あいりん地域の労働対策は、治安確保や福祉との連携が重要であり、大阪府が国、府警本部、大阪市と緊密に連携して取り組むことが不可欠であることから、法人が地域対策の現地における拠点となり、関係機関の施策との整合性を確保し、行政施策（国、府、市等）を熟知したマネジメントを発揮することで、あいりん地域対策が機能している。

○地域に生じる問題は、早期に対応しなければ大きな問題に発展する事案が多く、法人は大阪府の現地実施機関として各関係機関と連携して迅速に行政的対処を行ってきた。府職員の身分を持って調整していることが各関係機関と即時に連携した対応に繋がっているため、府関係者の就任が必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票10

法人名	一般財団法人 大阪府みどり公社					
法人所管課	環境農林水産総務課					
設立年月日	平成24年4月1日 (旧法人 昭和61年2月28日設立)					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	名	うち府退職者	1名
			その他			名
	非常勤	6名	うち府派遣	名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)		9名	うち府派遣	4名	うち府退職者	名
主な事業概要	<input type="checkbox"/> 農地関連事業：農地中間管理機構としての農地貸借、農業経営相談書の運営 <input type="checkbox"/> 環境関連事業：地球温暖化対策推進法に基づく大阪府地球温暖化防止活動推進センターの運営 <input type="checkbox"/> 自然環境保全関連事業：大阪府民の森等の指定管理受託、森林整備・木材利用促進支援センターの運営					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	4回	うち臨時的に開催したもの		1回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員		原則、年1回	

【前回見直し時における法人の課題等】

<農地関連事業>

大阪府の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、みどり公社に課せられた150haの農地の集積・集約化を達成するための戦略的な取組み。

<環境関連事業>

大阪府の「地球温暖化対策実行計画」に掲げる『2020年度までに温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減』の達成に向けた地球温暖化防止活動推進センター機能の充実・強化。

<自然環境保全関連事業>

府民の森におけるナラ枯れ被害の拡大防止と、ナラ枯れ被害終息後の森づくりのあり方検討。施設の経年劣化が顕著となっている府民の森各施設について、予防保全を前提にした施設の補修・修繕による快適な利用環境の確保。

<法人の安定的な運営>

公益目的支出計画終了後(平成44年度以降)の継続的な事業活動を前提にした法人運営。

【前回見直し時の対象役員の職務】

- 法人全体のマネジメント。
- 大阪府の施策と密接に関連する公社主要事業における効率的・効果的な事業執行。
- 平成44年度以降の安定的な事業展開に向けた法人収支の長期的展望と中期的目標の確立。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

<農地関連事業>

- 府・市町村・農業委員会等との連携のもと、担い手への農地の集積・集約を推進。そのため重点対象地区を定め、面的な取組みを進めている。

<環境関連事業>

- 温室効果ガス排出量の多い民生部門における排出抑制が課題であることから、家庭や中小事業所におけるCO2排出量削減に向けた取組みを推進。

<自然環境保全関連事業>

- ナラ枯れ被害木の伐採を進めるとともに、被害終息後の森づくり方針を策定し、府民・NPO・企業等との協働による森づくりを進める。
- 大阪府との連携のもと、計画的な施設の補修・修繕に努めている。

<法人の安定的な運営>

- 平成44年度以降も安定的な事業展開ができるよう、将来の財政展望を明確にした中期経営計画(H28~H32)を策定。これに基づき運営体制の効率化や新たな収益事業の獲得などに取組む。

【現在の法人の課題等】

<農地関連事業>

- 大阪府の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、みどり公社に課せられた150haの農地の集積・集約化を達成するための戦略的な取組み。

<環境関連事業>

- 大阪府の「地球温暖化対策実行計画」に掲げる『2020年度までに温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減』の達成に向けた地球温暖化防止活動推進センター事業の更なる推進。

<自然環境保全関連事業>

- 府民の森の更なる魅力作り方策の検討。
- 府民の森におけるナラ枯れ被害の拡大防止と、ナラ枯れ被害跡地の森づくりの推進。
- 経年劣化が顕著となっている府民の森各施設の予防保全を前提にした施設の補修・修繕。ほしだ園地のハイシーズンにおける駐車場対策。
- 森林整備・木材利用促進支援センター事業の推進。

<法人の安定的な運営>

- 公益目的支出計画終了後（平成44年度以降）の継続的な事業活動を前提にした法人運営。
- 働き方改革（無期雇用、同一労働同一賃金等）への迅速な対応。

【上記課題に対する対応方針等】

<農地関連事業>

- 府・市町村・農業委員会等との連携のもと、担い手への農地の集積・集約を推進。そのため重点対象地区における市町村による人・農地プラン策定の促進と面的な取組みを進める。

<環境関連事業>

- 温室効果ガス排出量の多い民生部門における排出抑制が課題であることから、家庭や中小事業所におけるCO2排出量削減に向けた取組みを推進する。

<自然環境保全関連事業>

- ナラ枯れ被害木の伐採を進めるとともに、府民・NPO・企業等との協働による森づくりや新たなファン層を獲得すべく集客対策を検討する。
- 大阪府との連携のもと、計画的な施設の補修・修繕、ほしだ園地のハイシーズンの駐車場対策に努める。

<法人の安定的な運営>

- 平成44年度以降も安定的な事業展開ができるよう、中期経営計画(H28～H32)に基づく運営体制の構築と新たな収益事業の獲得などに取組む。
- 働き方改革に沿った労働環境を計画的に構築する。

【現在の対象役員の職務】

- 法人全体のマネジメント。
- 大阪府の施策と密接に関連する公社主要事業における効率的・効果的な事業執行。

〔成果・実績〕

農地の借入等面積：H28=24.2ha、H29=28.7ha（目標はいずれも15ha）
環境啓発事業参加人数：H28=2,188人、H29=2,126人（目標はいずれも2,000人）
CO2削減効果：H28=2,503t、H29=2,075t（目標はいずれも450t）
ナラ枯れ対策：H28=100%、H29=100%（目標はいずれも100%）
収支改善（一般正味財産増減）：H28=△12,239千円（計画△52,925千円）、
H29=△26,450千円（計画△32,119千円）

- 平成44年度以降の安定的な事業展開に向けた法人収支の長期的展望。

【現在の課題等を踏まえ、今後対象役員に府関係者が就任する必要性の有無】

- 府は、平成26年度に「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、公社を『農地中間管理機構』として指定した。同法により役員の選任及び解任や各年度の事業計画については知事の認可が必要である。
- また府が策定した「農地中間管理事業の推進に関する基本方針（H26～H35）」において、農用地利用集積240haのうち150haを公社が担うこととされ、府の「農空間条例」の取組みや「農政アクションプラン」の実現のため、府をはじめとする関係機関との連携強化による戦略的な取組みが必要不可欠である。

- さらに国においては平成30年度に同事業の5年後見直しが行なわれ、農政における同事業のウェイトが今後更に高まる方向であり、大阪の農業振興を図る上でも、公社の役割と期待はこれまで以上に大きなものとなっている。
- 環境関連事業の推進にあたっては、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定が平成28年11月に発効し、日本においては、2030年度の温室効果ガス排出量の2013年度比26%削減を実現するための対策と、温暖化の悪影響への対策を強力に推進することが求められている中、公社は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき知事の指定を受けた『大阪府地球温暖化防止活動推進センター』として、府と密接に連携を図りながらこれらの対策を推進することが求められている。
- 公社が指定管理者となる府民の森は、人々が樹木や草花などの自然に触れることを通じて、ゆとりや癒しを実感し、府民の自然環境保全に対する理解を深めてもらう上で重要な施設であるが、近年、ナラ枯れ被害が拡大しており、来園者の安全安心を確保するためのナラ枯れ被害木の伐採や、設置後相当年数が経過し劣化が著しい施設の計画的な補修・修繕を府と公社が連携して取り組む必要がある。
- また、国において平成31年度に新たに創設された森林環境譲与税事業を支援するため、府からの依頼を受け設置した「森林整備・木材利用促進支援センター」についても、府と密接に連携しながら市町村に対する支援に取り組む必要がある。
- このように、みどり公社が担う主要事業は府の事業と密接に関連していることから、準公的機関として、事業展開にあたっては、府の政策的意図を十分に理解した上で、国・市町村との連携はもとより農業関連団体等多方面にわたる関係機関との連携・協力の下進めるとともに、将来に亘って安定的な事業展開が行えるよう、収益事業の拡充も含めた安定的財政基盤の確立が求められている。
このため、公社の理事長には、引き続き、府関係者が就任することが不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 1 1

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 都市計画室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	2名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	9名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	26名		うち府派遣	3名	うち府退職者	9名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>(1)まちづくりコーディネート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業等支援 ・密集市街地まちづくり活動支援 ・まちづくり初動期活動支援 ・市町村道路施設点検等支援 <p>(2)環境共生型まちづくり事業(阪南2区埋立造成・まちづくり事業)</p> <p>○収益事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場運営事業 ・河川敷の環境保全・魅力向上事業 					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの		0回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	評議員会	評議員7名		年1回以上		
	課長会議	理事長、常務理事、事務局長、各部室所長、各部課長		月2回、随時		
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○(一財)大阪府タウン管理財団との統合については、「平成23年度以降の早期にめざす」とされており、統合に向けた課題に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>○公益目的事業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業等支援業務については、市町村の技術者の不足等からまちづくり全体についてセンターの事業支援が必要である。 ・密集市街地まちづくり活動支援業務については、甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは喫緊の課題であり、センターの役割や取組みについて事業の再構築が必要である。 ・まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態であるため、継続していくための方策を検討していく必要がある。 ・環境共生型まちづくり事業については、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業によって発生する建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。 <p>○まちづくりの権限が市町村に移管される中、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援体制が必要である。</p>						

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- タウン管理財団との統合については、平成31年9月までに「統合計画案」を策定した上で、同年中を目途に、両法人による合併契約の締結と、公益法人認定法に基く変更認定の申請手続きを行うよう統合に向けた課題について、大阪府、タウン管理財団と協議・調整を進めていく。
- 公益目的事業では、
 - ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図っている。
また、拠点プロジェクトについては、今後も府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に取り組んでいる。
 - ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、基本財産を取崩した財源をもとに、府が策定した密集市街地に係る整備方針を踏まえ、平成32年度まで「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消を目標に、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施しているところであるが、危険な密集市街地は依然として残っており現在も喫緊の課題である。
 - ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、継続して実施していくため要綱を改正し対象活動の絞り込みを行ったが、財源の確保方策に係る検討については課題として残っている。
 - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、府の関係部局（港湾局等）等との協議・調整を図りながら埋立免許の変更等を行い、新たに和歌山県域 奈良県域からの建設発生土を搬入することができた。
しかし、安定的な事業の実施のため 今後も将来の埋立土量の確保のため新たな搬入の可能性の検討が現在も必要である。
- まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、市町村からの要望を受けた大阪府と協議・連携を図りながら新たに市町村道路施設点検等支援業務を開始した。現在も市町村からの各種の技術支援要請があり、その対応について府・市町村と調整を行う必要が今後もある。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- （一財）大阪府タウン管理財団との統合については、「早期統合をめざす」とされており、引続き統合に向けた課題に取り組む必要がある。
- 公益目的事業では、
 - ・土地区画整理事業等支援業務については、第二京阪道路等の幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの事業支援が継続して必要である。
 - ・密集市街地まちづくり活動支援業務については、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは現在も喫緊の課題であり、センターの事業支援が必要である。
 - ・住民主体のまちづくりを推進していくための、まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態になることから、継続していくための方策を検討していく必要がある。
 - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、公共事業による建設発生土の搬入が減少していく中で、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業による建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。
 - ・平成24年の中央自動車道笹子トンネル事故を契機に翌年には道路法が改正され、橋梁等の点検が義務付けられたことから、平成27年度から市町村道路施設点検等支援事業を開始した。
この支援業務については、技術者不足等の問題を抱えた市町村の状況を踏まえ府と連携し、効果的な支援方策等を検討していく必要がある。
- まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員が不足してきている状況から、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援が必要である。

【上記課題に対する対応方針等】

- タウン管理財団との統合については、平成31年9月までに「統合計画案」を策定した上で、同年中を目途に、両法人による合併契約の締結と、公益法人認定法に基く変更認定の申請手続きを行うよう統合に向けた課題について、大阪府、タウン管理財団と協議・調整を進めていく。
- 公益目的事業では、
 - ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて引き続き府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図る。
また、拠点プロジェクトについては、府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に引き続き取り組む。
 - ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、基本財産の取崩した財源をもとに、府が策定した密集市街地に係る整備方針を踏まえ、平成32年度まで「地震時に著しく危険な密集市街地」の解消を目標に、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施しているところであるが、危険な密集市街地は依然として残っており現在も喫緊の課題である。
 - ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、財源の確保方策、新たな支援方策を含め、継続に向けたあり方を市の意見を聞く等し検討していく。
 - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、隣接府県からの搬入等について、埋立免許の変更など府の関係部局(港湾局等)等との協議・調整を図りながら引き続き検討を進める。
 - ・市町村道路施設点検等支援業務については、橋梁点検の一括発注を定着させると共に府・市町村と密接に協議調整を図りながら人材育成を含めた支援手法を検討していく。
- まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、即戦力として必要とする技術力や頻度、必要量を把握し、センターにおいて対応可能な支援内容等について検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定期的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- タウン管理財団との統合は府の方針に沿ったものであり、府及び法人にとって非常に重要な課題である。
統合にあたっては、府の施策との関連にも留意しながら、事業の再構築、出損者との調整、組織、役員・人員の配置を検討するという重要な課題がある。
また、統合後の法人の業務内容は、大阪府域全体のまちづくり推進支援や関連施設の管理等を行っていくことが想定されている。
これらについて、府関係部や相手方法人役員と密接に協議・連携を行う必要があるが、これを行うためには、法人の意思決定者である理事長に、大阪府の都市再生やまちづくり行政全般に精通し、専門知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- 土地区画整理事業等支援事業は、常に時代に対応した取り組みが求められているが、法人は、良好なまちづくり推進の観点から、土地区画整理事業の掘り起し・支援を行っている。
かかる支援は、府のまちづくり施策と一体となって進める必要があり、地域にとって効果的なまちづくり手法の検討など、府との緊密な連携が必要である。
また、各市町村が土地区画整理事業等の取組みを意思決定し、事業を推進するためには、担当は勿論のこと、市トップレベルとの協議・調整が必要となる。
行政の責任者たる市トップレベルと協議・調整を行うためには、法人の理事長に、広域的なまちづくりに関する専門知識と豊富な行政経験を有する府関係者の就任が不可欠である。
- 環境共生型まちづくり事業については、埋め立てのための建設リサイクル土の確保の為に、隣接府県の新たな公共事業からの搬入が必要である。
その為、埋立免許等について、隣接府県も含めた関係行政機関との密接な協議・調整が必要である。
さらに、竣工した地区を環境共生型の新しいまちとしていくためには、府港湾局や地元市と調整しながら具体的な海浜緑地の計画策定やまちの景観ルールを作っていく必要がある。
かかる事業を行うためには、実施主体である法人の理事長に、まちづくりをはじめ関係する行政経験に精通した、公益的な観点を有した府関係者の就任が不可欠である。

- 市町村道路施設点検等支援業務については、市町村の課題について国及び府の支援方策をベースに、府内市町村の実情に即して検討していく必要があり、どのような支援が効果的であるかなど、府関係者と詳細に協議しなければならない。
さらに、府内市町村の実情を把握し、適切な支援を行うには担当だけでなく市町村のトップレベルとの協議・調整が必要となる。
これらを行うためには、自治体職員の必要とされる技術内容について専門的知識を有し、自治体の技術関連業務全般に精通し、公益的な観点を有した府関係者の就任が不可欠である。
- まちづくり行政に係る市町村への技術支援を実施していくためには、強化すべき技術の内容や支援の方法について、府や市町村と詳細に選定・調整することが必要である。
これを行うためには、自治体技術職員の必要とする技術内容についての専門的知識を有し、自治体の技術関連業務全般に精通した府関係者の就任が不可欠である。
- 以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人の理事長は、従来からこれらの分野について相当の経験を積んできた府関係者が就任している。
かかる者の就任により、市町村からの信頼が得られるとともに、府が法人に課したミッションである良好な市街地形成を推進する支援機関としての役割を果たすことが可能となる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 1 2

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 都市計画室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	2名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	9名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		26名	うち府派遣	3名	うち府退職者	9名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>(1)まちづくりコーディネート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業等支援 ・密集市街地まちづくり活動支援 ・まちづくり初動期活動支援 ・市町村道路施設点検等支援 <p>(2)環境共生型まちづくり事業(阪南2区埋立造成・まちづくり事業)</p> <p>○収益事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場運営事業 ・河川敷の環境保全・魅力向上事業 					
対象役員	常務理事(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの		0回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	評議員会	評議員7名		年1回以上		
	課長会議	理事長、常務理事、事務局長、各部室所長、各部課長		月2回、随時		
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○(一財)大阪府タウン管理財団との統合については、「平成23年度以降の早期にめざす」とされており、統合に向けた課題に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>○公益目的事業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業等支援業務については、市町村の技術者の不足等からまちづくり全体についてセンターの事業支援が必要である。 ・密集市街地まちづくり活動支援業務については、甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは喫緊の課題であり、センターの役割や取組みについて事業の再構築が必要である。 ・まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態であるため、継続していくための方策を検討していく必要がある。 ・環境共生型まちづくり事業については、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業によって発生する建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。 <p>○まちづくりの権限が市町村に移管される中、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援体制が必要である。</p>						
<p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <p>○<u>法人全体のマネジメント(組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定)</u></p> <p>○<u>中期経営計画の策定・変更に関する決定</u></p>						

- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- タウン管理財団との統合については、平成31年9月までに「統合計画案」を策定した上で、同年中を目途に、両法人による合併契約の締結と、公益法人認定法に基く変更認定の申請手続きを行うよう統合に向けた課題について、大阪府、タウン管理財団と協議・調整を進めていく。
- 公益目的事業では、
 - ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図っている。
また、拠点プロジェクトについては、今後も府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に取り組んでいる。
 - ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、基本財産を取崩した財源をもとに、府が策定した密集市街地に係る整備方針を踏まえ、平成32年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消を目標に、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施しているところであるが、危険な密集市街地は依然として残っており現在も喫緊の課題である。
 - ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、継続して実施していくため要綱を改正し対象活動の絞り込みを行ったが、財源の確保方策に係る検討については課題として残っている。
 - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、府の関係部局（港湾局等）等との協議・調整を図りながら埋立免許の変更等を行い、新たに和歌山県域 奈良県域からの建設発生土を搬入することができた。
しかし、安定的な事業の実施のため 今後も将来の埋立土量の確保のため新たな搬入の可能性の検討が現在も必要である。
- まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、市町村からの要望を受けた大阪府と協議・連携を図りながら新たに市町村道路施設点検等支援業務を開始した。現在も市町村からの各種の技術支援要請があり、その対応について府・市町村と調整を行う必要が今後もある。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- （一財）大阪府タウン管理財団との統合については、「早期統合をめざす」とされており、引続き統合に向けた課題に取り組む必要がある。
- 公益目的事業では、
 - ・土地区画整理事業等支援業務については、第二京阪道路等の幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの事業支援が継続して必要である。
 - ・密集市街地まちづくり活動支援業務については、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは現在も喫緊の課題であり、センターの事業支援が必要である。
 - ・住民主体のまちづくりを推進していくための、まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態になることから、継続していくための方策を検討していく必要がある。
 - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、公共事業による建設発生土の搬入が減少していく中で、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業による建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。
 - ・平成24年の中央自動車道笹子トンネル事故を契機に翌年には道路法が改正され、橋梁等の点検が義務付けられたことから、平成27年度から市町村道路施設点検等支援事業を開始した。
この支援業務については、技術者不足等の問題を抱えた市町村の状況を踏まえ府と連携し、効果的な支援方策等を検討していく必要がある。
- まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員が不足してきている状況から、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援が必要である。

【上記課題に対する対応方針等】

- タウン管理財団との統合については、平成31年9月までに「統合計画案」を策定した上で、同年中を目途に、両法人による合併契約の締結と、公益法人認定法に基く変更認定の申請手続きを行うよう統合に向けた課題について、大阪府、タウン管理財団と協議・調整を進めていく。
- 公益目的事業では、
 - ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて引き続き府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図る。また、拠点プロジェクトについては、府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に引き続き取り組む。
 - ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、基本財産の取崩した財源をもとに、府が策定した密集市街地に係る整備方針を踏まえ、平成32年度まで「地震時に著しく危険な密集市街地」の解消を目標に、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施しているところであるが、危険な密集市街地は依然として残っており現在も喫緊の課題である。
 - ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、財源の確保方策、新たな支援方策を含め、継続に向けたあり方を市の意見を聞く等し検討していく。
 - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、隣接府県からの搬入等について、埋立免許の変更など府の関係部局(港湾局等)等との協議・調整を図りながら引き続き検討を進める。
 - ・市町村道路施設点検等支援業務については、橋梁点検の一括発注を定着させると共に府・市町村と密接に協議調整を図りながら人材育成を含めた支援手法を検討していく。
- まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、即戦力として必要とする技術力や頻度、必要量を把握し、センターにおいて対応可能な支援内容等について検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導

○理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）

○府の出資法人改革への対応

○以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。

○これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

・まちづくり行政の緊急の課題である密集市街地整備を府・市連携のもとに推進するべく、法人が密集市街地まちづくり活動支援を強力に進めていくためには、市町村のどの地区でどのような事業を新たに実施すべきか、また、その際の事業費の費用分担や実施体制をどうすべきかを、府・市と詳細に協議・調整をしていく必要がある。

これらの業務を指揮し府・市と協議・調整していくためには、法人の常務理事に、府や市の密集市街地整備施策や住宅・建物の耐震化・不燃化の施策などのまちづくり行政に精通した専門的知識を有する府関係者の就任が不可欠である。

・まちづくり初動期活動支援の見直しに当たっては、財源の捻出として、新たに市町村負担等の導入が必要と考えられ、市町村に働きかけていくためには、まちづくり行政に精通した専門的知識を有する府関係者の就任が不可欠である。

・この他、大阪府タウン管理財団との統合、土地区画整理事業等支援、環境共生型まちづくり事業、市町村のまちづくり行政に対する技術支援など、法人の課題について理事長を補佐し、法人の公益目的業務を円滑に執行していくために、常務理事に、まちづくり行政に精通した府関係者の就任が不可欠である。

・以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人の常務理事は、従来からこれらの分野について相当の経験を積んできた府関係者が就任している。

かかる者の就任により、市からも信頼が得られるとともに、府が法人に課したミッションである良好な市街地形成を推進する支援機関としての役割を果たすことが可能となる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 13

法人名	大阪府道路公社					
法人所管課	都市整備部交通道路室道路整備課					
設立年月日	昭和58年4月1日					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
			その他			1名
	非常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	27名		うち府派遣	14名	うち府退職者	8名
主な事業概要	○有料道路事業(鳥飼仁和寺大橋、箕面) 道路管理業務 料金徴収業務 道路保全業務					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの		回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		

【前回見直し時における法人の課題等】

- 公社は、道路整備特別措置法に基づき道路管理者の本府に代って幹線道路の整備・管理を有料道路事業として実施しており、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行う必要がある。
- 公社における資金調達については、路線ごとに収支バランスをとることが求められており、中期経営計画の目標を達成すべく、維持管理経費抑制や利用促進、着実な借入金の償還など、より一層の経営収支改善への取り組みが必要である。
- 阪神圏の高速道路料金について、利用者の視点に立った料金体系を実現するため、平成29年度当初を目途に、管理主体を超えた料金体系一元化を目指すとともに、接続する高速道路会社への路線移管に向けた取り組みを進める。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 安全安心で利便性の高い道路サービスを提供し、道路管理者として責任ある道路の維持管理を統括する。
- 中期経営計画を踏まえ、引き続き効率的・効果的な維持管理費の縮減に取り組み、計画的な借入金の償還を推進する。
- 料金体系一元化にあわせ、接続する高速道路会社への移管を目指し、本府と連携しながら具体的協議を進めるとともに、公社組織のあり方を決定する。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 公社では、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行った結果、管理上の瑕疵に起因する事故発生を0件とすることができた。
- 中期計画(平成28年3月策定、平成29年5月改定)を踏まえ、効率的・効果的な維持管理の縮減に取り組み、平成29年度末において建設時借入金を約1/3まで減少した。
- 利用者の視点に立った高速道路料金の一元化を目指し、継ぎ目のないシームレスな料金や合理的・効果的な一元管理の実現を図るため、本府とともに国等に働きかけた結果、国土交通省から「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)(2017年12月策定、2018年12月改正)」が公表され、この中で、「管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現」が示された。
この具体方針に基づき、2018年4月に堺泉北有料道路と南阪奈有料道路をNEXCO西日本へ移管し、さらに、2019年4月にも第二阪奈有料道路を移管した。
この路線移管に伴う移管額の受入れにより、2019年度当初に借入金は実質的にゼロとなった。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 会社は、道路整備特別措置法に基づき道路管理者の府に代って幹線道路の整備・管理を有料道路事業として実施しており、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行う必要がある。
- 会社の経営については、路線ごとに収支バランスをとりながら、建設費を着実に償還することが求められている。
- 引き続き、近畿圏の高速道路料金体系一元化の実現に向け、箕面有料道路の移管を目指す。

【上記課題に対する対応方針等】

- 通常の維持管理とあわせて、近年の災害時の経験を踏まえた防災対策の強化に取り組む。
- 会社の経営については、2019年3月に策定した中期経営計画(2019年度～2021年度)に基づき、安全・安心で利便性の高い道路サービスを確保しながら、経費縮減に取り組み、計画的な建設費の償還に努めていく。
- 移管した3路線の経験を踏まえ、箕面有料道路の移管にかかる課題の整理や解決に向けて、本府と緊密に連携しながら高速道路会社等との協議を進めていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 安全安心で利便性の高い道路サービスを提供し、道路管理者として責任ある道路の維持管理を統括する。
 - ・ 24時間いつでも、大規模な交通事故や地震等の非常時に迅速な対応できるよう体制の構築や指揮命令を行う。
 - ・ 日々の道路巡回や日常点検等を行い、管理上の瑕疵に事故発生0件に取り組んでいる。
- 中期経営計画を踏まえ、引き続き業務の効率化等によるコスト縮減や利用促進に取り組み、計画的な建設費の償還を推進する。
 - ・ 維持管理方法の工夫、管理水準の見直しや電力調達方式の見直し、高速道路会社への業務委託等によるコスト縮減に取り組んでいる。
 - ・ 利用者ニーズの把握と改善により、より一層の利用者視点に立ったサービスの提供に取り組んでいる。
- 箕面有料道路の移管にかかる課題解決に向けた具体的協議・調整方針を決定するとともに、会社のあり方を検討する。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 会社の性格からの必要性
会社は、道路法、道路整備特別措置法、地方道路公社法に基づき、道路管理者である本府の権限を代行して幹線道路を有料道路として整備し、管理を行っている。これらの事業を行うにあたっての国土交通大臣に対する許可申請等についても、会社単独ではなしえず、議会の議決を経た上で本府の同意を必要とされている。
このように、会社の業務は、本府の道路政策と密接不可分であり、こうした業務を適正かつ円滑に執行するためには、行政経験が豊富で本府の道路政策に精通している人材が会社の運営を行う必要があり、引き続き、理事長には府関係者の就任が不可欠である。
- 現在の課題等からの必要性
会社の運営に加え、近畿圏の高速道路料金体系一元化の実現に向けた会社路線の移管は本府の重要な政策課題の一つであり、その実現のためには本府と十分な調整を図りながら、国、高速道路会社等と協議を進めることが不可欠である。
また、箕面有料道路の移管協議の状況を踏まえながら、会社のあり方についても検討する必要があり、本府の政策課題に連携して取り組む者として、引き続き、理事長には府関係者の就任が不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票14						
法人名	大阪高速鉄道株式会社					
法人所管課	都市整備部交通道路室都市交通課					
設立年月日	昭和55年12月15日					
役員数	常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
			その他			1名
	非常勤	12名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	244名		うち府派遣	12名	うち府退職者	1名
主な事業概要	モノレールによる旅客運輸業 ・大阪空港～門真市 ・万博記念公園～彩都西					
対象役員	代表取締役社長					
理事会・取締役会の開催状況	H30度実績	6回	うち臨時的に開催したもの	0回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	経営会議		社長、専務、常務、監査役、総務部長、総務部次長、運輸部次長、技術部長、技術部次長、他		月2回	
【前回見直し時の法人の課題等】						
<p>今後、将来人口の減少・少子高齢化による輸送人員の伸び悩みが見込まれるなか、開業後25年以上を超えてきた施設設備の老朽化による維持修繕に対応することが急務な状況となっている。こうしたなかであっても、公共交通機関である当社の使命である「持続可能な交通機能の確保」を図るため、今後予測される長期的な事業環境の変化や経営課題を踏まえ、安定的な事業基盤を構築する必要がある。</p> <p>≪具体的な課題≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全安定輸送の確保継続 ・お客さまサービスの向上 ・経営体質の強化(借入金残高削減、将来を見据えた人材育成等) ・既存インフラ外施設設備の維持更新(車両更新、ATC/TD装置更新、変電所設備更新、駅大規模改修等) ・さらなる安全対策設備の導入(ホームからの転落事故を防ぐ可動式ホーム柵設置など) ・大阪府インフラ施設の維持更新(E S・E V・分岐器など) ・門真市以南延伸についての事業計画・資金調達等の検討(借入先との協議等) ・万博車庫用地の有償化協議検討 						
【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】						
<p>代表取締役社長は、安全・安定的な運行を維持するための最終責任者として、日常のマネジメントはもとより、有事の際には迅速に態勢を整え、的確に問題を解決する責務を持つ。</p> <p>・法人全体のマネジメント</p> <p>・安全かつ安定的な運行と将来を見据えた投資や経営判断</p> <p>・府との密接な連携及び協議</p> <p>・緊急事態の際には、対策本部を設置し本部長として、迅速な復旧に向けて、被害状況の早期把握や関係機関との調整を行うこと。</p>						

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 安全安定輸送の確保継続
⇒ 平成30年度有責事故ゼロ
- お客さまサービスの向上
⇒ 新たなサービスのお客さま満足度＝H29調査62.3%(H29経営目標60%以上)
- 経営体質の強化（借入金残高削減、将来を見据えた人材育成等）
⇒ 借入金残高削減＝43億円削減（H27年度末140億円→H30年度末97億円）
⇒ 将来を見据えた人材育成＝計画的に社員を採用し、待遇研修や認知症研修等を実施。
- 既存インフラ外施設設備の維持更新
（車両更新、ATC/TD装置更新、変電所設備更新、駅大規模改修等）
⇒ 新型車両3000系の導入、トイレリニューアル(全駅)、
ATC/TD装置更新工事中(対象10か所中、5か所更新)
- さらに安全対策設備の導入（ホームからの転落事故を防ぐ可動式ホーム柵設置など）
⇒ 平成31年3月に可動式ホーム柵（千里中央駅）を設置。以降、各駅に順次設置予定。
- 大阪府インフラ施設の維持更新（E・S・EV・分岐器など）
⇒ 千里中央～南茨木駅（5駅）のEVを更新
- 門真市以南延伸についての事業計画・資金調達等の検討（借入先との協議等）
⇒ 軌道法の特許を取得し、今後は、工事施行認可の取得など着実な推進を図る。
資金調達は、今後、銀行と借入金について協議。
- 万博車庫用地の有償化協議検討
⇒ 平成29年に有償化済。購入に向けて協議中。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

今後、将来人口の減少・少子高齢化による輸送人員の伸び悩みと、数年後には延伸事業により大きな投資が必要と見込まれる中、開業後30年を迎える施設・設備の老朽化に対応する維持修繕が必要な状況にある。

こうしたなかであっても、鉄道事業者にとって最大の使命である「安全安定輸送、定時運行の確保」を第一に、将来を見据え、引き続き安定した需要確保、経営基盤の強化に努める必要がある。

《具体的な課題》

- 定時運行（安全安定輸送）の確保
- 利用者満足度の向上
- 地域との協働事業の強化
- 法人経営の安定化
- 南伸事業の推進
- 防災対策の推進

【上記課題に対する対応方針等】

これら経営課題に対応するため、「大阪モノレール中期経営計画2017-2021」に基づき、今後の経営目標と具体的取組みをとりまとめていく。

《対応方針》

- 定時運行の確保 ⇒ 自社責任による遅延発生回数＝4回/年以内（20分以上の遅延）
- 利用者満足度の向上 ⇒ 駅ナカでの物販の店舗・施設の新規展開
- 地域との協働事業の強化 ⇒ イベントや訪問活動、清掃活動等の実施
- 法人経営の安定化 ⇒ 売上高の確保（毎年度110億円/年以上）
安全・サービスへの投資（2017～2021年度計290億円）
- 南伸事業の推進
⇒ 軌道法の特許を取得し、今後は、工事施行認可の取得など着実な推進を図る。
資金調達は、今後、銀行と借入金について協議。
- 防災対策の推進
⇒ 大阪府北部地震大阪モノレール被災検証委員会の検証結果を基に、対策を実施。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

代表取締役社長は、安全・安定的な運行を維持するための最終責任者として、日常のマネジメントはもとより、有事の際には迅速に態勢を整え、的確に問題を解決する責務を持つ。

- 法人全体のマネジメント
- 安全かつ安定的な運行と将来を見据えた投資や経営判断
- 府との密接な連携及び協議
- 緊急事態の際には、対策本部を設置し本部長として、迅速な復旧に向けて、被害状況の早期把握や関係機関との調整を行うこと。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

○日常の安全運行や今後の事業展開等を行う上で、最大株主であり、かつインフラ整備事業者である府と、会社が常に連携し緊密な調整が必要であることから、府関係者が就任する必要がある。

○モノレールは、府が管理する桁、支柱、駅舎等のインフラ部と、会社が管理する車両や電気・通信設備等のインフラ外部により運行されており、日常的な維持、補修や、中長期的な老朽化対策や施設更新等について、会社と府の双方が認識を共有し、緊密に連携した取り組みが重要であるため、この施設運用の最高責任者として府の関係者が就任する必要がある。

○地震等の災害復旧など、有事の際には運輸事業の責任者として迅速に態勢を整え、インフラ部については、道路管理者である府とともに的確に問題を解決する責務を果たさなければならず、府関係者が就任することが適切である。

○長年の懸案であった累積損失が解消し、今後の課題である安全投資、南伸事業の推進、防災対策等を推進しつつ、長期にわたり安定的経営を図る必要がある。特に南伸事業及び防災対策の推進は、大阪府との調整が必要であり、円滑な事業推進には、府関係者が実施責任者でなければ困難である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票15

法人名	大阪高速鉄道株式会社					
法人所管課	都市整備部交通道路室都市交通課					
設立年月日	昭和55年12月15日					
役員数	常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
			その他			1名
	非常勤	12名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	244名		うち府派遣	12名	うち府退職者	1名
主な事業概要	モノレールによる旅客運輸業 ・大阪空港～門真市 ・万博記念公園～彩都西					
対象役員	代表取締役専務					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	6回	うち臨時的に開催したもの	0回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	経営会議		社長、専務、常務、監査役、総務部長、総務部次長、運輸部次長、技術部長、技術部次長、他		月2回	
【前回見直し時の法人の課題等】						
<p>今後、将来人口の減少・少子高齢化による輸送人員の伸び悩みが見込まれるなか、開業後25年以上を超えてきた施設設備の老朽化による維持修繕に対応することが急務な状況となっている。こうしたなかにあっても、公共交通機関である当社の使命である「持続可能な交通機能の確保」を図るため、今後予測される長期的な事業環境の変化や経営課題を踏まえ、安定的な事業基盤を構築する必要がある。</p> <p>《具体的な課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全安定輸送の確保継続 ・お客さまサービスの向上 ・経営体質の強化(借入金残高削減、将来を見据えた人材育成等) ・既存インフラ外施設設備の維持更新(車両更新、ATC/TD装置更新、変電所設備更新、駅大規模改修等) ・さらなる安全対策設備の導入(ホームからの転落事故を防ぐ可動式ホーム柵設置など) ・大阪府インフラ施設の維持更新(ES・EV・分岐器など) ・門真市以南延伸についての事業計画・資金調達等の検討(借入先との協議等) ・万博車庫用地の有償化協議検討 						
【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】						
<p>代表取締役専務は、会社の代表権を有し、社長不在の際には、会社の最終責任者として、安全かつ安定的な運行を維持するため、日常のマネジメントはもとより、有事の際には迅速に体制を整え、的確に問題を解決する判断を行う。</p> <p>また、財務の健全化や適切な資金計画により、安定的な経営を確保するとともに、今後増加が見込まれる修繕・投資資金について、府の財政なども考慮しながら業務を行う。</p> <p>あわせて、駅業務等の委託先である「大阪モノレールサービス株式会社」の代表取締役社長を兼ねて、大阪モノレールグループ体として安全安定輸送の確保やお客さまサービスの提供、積極的な地域連携など、効果的で効率的な経営に努める。</p>						

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 安全安定輸送の確保継続
⇒ 平成30年度有責事故ゼロ
- お客さまサービスの向上
⇒ 新たなサービスのお客さま満足度＝H29調査62.3%(H29経営目標60%以上)
- 経営体質の強化（借入金残高削減、将来を見据えた人材育成等）
⇒ 借入金残高削減＝43億円削減（H27年度末140億円→H30年度末97億円）
⇒ 将来を見据えた人材育成＝計画的に社員を採用し、接遇研修や認知症研修等を実施。
- 既存インフラ外施設設備の維持更新
（車両更新、ATC/TD装置更新、変電所設備更新、駅大規模改修等）
⇒ 新型車両3000系の導入、トイレリニューアル(全駅)、
ATC/TD装置更新工事中(対象10か所中、5か所更新)
- さらに安全対策設備の導入（ホームからの転落事故を防ぐ可動式ホーム柵設置など）
⇒ 平成31年3月に可動式ホーム柵（千里中央駅）を設置。以降、各駅に順次設置予定。
- 大阪府インフラ施設の維持更新（ES・EV・分岐器など）
⇒ 千里中央～南茨木駅（5駅）のEVを更新
- 門真市以南延伸についての事業計画・資金調達等の検討（借入先との協議等）
⇒ 軌道法の特許を取得し、今後は、工事施行認可の取得など着実な推進を図る。
資金調達は、今後、銀行と借入金について協議。
- 万博車庫用地の有償化協議検討
⇒ 平成29年に有償化済。購入に向けて協議中。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

今後、将来人口の減少・少子高齢化による輸送人員の伸び悩みと、数年後には延伸事業により大きな投資が必要と見込まれる中、開業後30年を迎える施設・設備の老朽化に対応する維持修繕が必要な状況にある。

こうしたなかにあっても、鉄道事業者にとって最大の使命である「安全安定輸送、定時運行の確保」を第一に、将来を見据え、引き続き安定した需要確保、経営基盤の強化に努める必要がある。

《具体的な課題》

- 定時運行（安全安定輸送）の確保
- 利用者満足度の向上
- 地域との協働事業の強化
- 法人経営の安定化
- 南伸事業の推進
- 防災対策の推進

【上記課題に対する対応方針等】

これら経営課題に対応するため、「大阪モノレール中期経営計画2017-2021」に基づき、今後の経営目標と具体的取組みをとりまとめていく。

《対応方針》

- 定時運行の確保 ⇒ 自社責任による遅延発生回数＝4回/年以内（20分以上の遅延）
- 利用者満足度の向上 ⇒ 駅ナカでの物販の店舗・施設の新規展開
- 地域との協働事業の強化 ⇒ イベントや訪問活動、清掃活動等の実施
- 法人経営の安定化 ⇒ 売上高の確保（毎年度110億円/年以上）
安全・サービスへの投資（2017～2021年度計290億円）
- 南伸事業の推進
⇒ 軌道法の特許を取得し、今後は、工事施行認可の取得など着実な推進を図る。
資金調達は、今後、銀行と借入金について協議。
- 防災対策の推進
⇒ 大阪府北部地震大阪モノレール被災検証委員会の検証結果を基に、対策を実施。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

代表取締役専務は、会社の代表権を有し、社長不在の際には、会社の最終責任者として、安全かつ安定的な運行を維持するため、日常のマネジメントはもとより、有事の際には迅速に体制を整え、的確に問題を解決する判断を行う。

また、財務の健全化や適切な資金計画により、安定的な経営を確保するとともに、今後増加が見込まれる修繕・投資資金について、府の財政なども考慮しながら業務を行う。

あわせて、駅業務等の委託を受ける関連会社である「大阪モノレールサービス株式会社」の代表取締役社長を兼ねて、安全安定輸送の確保やお客さまサービスの提供、積極的な地域連携などにおいて、大阪モノレールグループ一体として効率的・効果的な経営に努める。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

○日常の安全運行や今後の事業展開等を行う上で、最大株主であり、かつインフラ整備事業者である府と、会社が常に連携し緊密な調整が必要であることから、府関係者が就任する必要がある。

○安定的な会社経営の継続のため、営業区間の計画的な修繕や投資及びサービス向上に要する資金・要員の確保だけでなく、門真市以南の延伸の推進を図るべく資金調達の窓口として金融機関との協議を行う、資金管理の責任者には府関係者が就任する必要がある。

○会社の役員として、また、関連会社（モノレールサービス）の社長として、様々な面で府との調整を行っており、例えば、当面の課題であるエキナカでの新規事業展開においては、府（道路占用許可、軌道法の認可）や市（建築許可）との調整をモノレールサービスの社長を兼ねる立場で鋭意行う必要がある。

○永年の課題である車庫用地問題の解決に向け、府の関係部署（都市整備部・財務部）との調整を進める必要がある。地震等災害時の情報発信などの場面でも、国や府との調整役としての役割を担うことが求められる。これらのことから、府と関係の深い法人の役員として、府の方針を踏まえつつ、法人経営を行うためにも、府職員の派遣が必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 16

法人名	大阪外環状鉄道株式会社					
法人所管課	都市整備部交通道路室都市交通課					
設立年月日	平成8年11月21日					
役員数	常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
			その他			3名
	非常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
職員数（常勤）	14名		うち府派遣	4名	うち府退職者	0名
主な事業概要	○大阪外環状線鉄道（おおさか東線）建設事業 【同社は、本事業を行うため、大阪府・大阪市・JR西日本が主体となって設立した第3セクターであり、国の補助金や貸付金等の資金調達により事業を進め、開業後、運行主体であるJR西日本からの線路使用料で、貸付金の償還を行っていく。】					
対象役員	代表取締役社長					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	6回	うち臨時的に開催したもの	0回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関（会議）名	構成員		開催頻度		
	経営企画会議	代表取締役社長、常務取締役、常勤監査役		毎週水曜日		
<p>【前回見直し時の法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は、コスト縮減に努めながら、自治体の協力を得て、必要な事業費の確保を行い、鉄道運行の安全に最大限配慮しながら、同社の使命である平成30年度末の全線開業に向け、工事進捗を図っていく。 開業後は、大阪府環境影響評価条例に基づく環境アセス事後調査(列車の走行に伴う騒音・振動等)と沿線の家屋調査(約900件)を行い、調査結果に応じ、環境保全対策工事の実施や家屋補償(工事を起因とした損失補償)を行う必要がある。なお、これらの残事業は開業後、概ね2年程度で完了すると考えている。 また、全線開業後は、引き続き第三種鉄道事業者として、より一層輸送の安全管理を徹底し、長期に渡り着実に借入金の返済を行っていくとともに、残事業の完了後は第三種鉄道事業者として、適切な規模の組織体制に縮小していく必要。 <p>【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】</p> <p>《代表取締役社長の役割：全線開業及び残事業の達成や輸送の安全確保を実現する総責任者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 開業及び残事業（環境アセス事後調査・家屋調査・対策工事等）に必要な建設事業費の確保について、国（補助金）・自治体（出資金・補助金・貸付金）や市中金融機関（借入金）に対し、経営トップとして協議・交渉すること。 既存営業線（東海道線・学研都市線）の線路間での建設工事、及び調査結果に応じた環境保全対策工事を鉄道運行の安全を確保した上で、遅滞なく施工すること。 開業済区間において、第三種鉄道事業者として輸送の安全を確保すること。 <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> コスト縮減に努めるとともに、自治体の協力を得て必要な事業費の確保を行い、鉄道運行の安全に最大限配慮しながら工事進捗を図った結果、平成31年3月16日に全線開業を達成した。 残事業（家屋補償や環境アセス対応）を約2年で完了させるとともに、完了後の組織縮小を検討中。 						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・大阪府環境影響評価条例に基づく環境アセス事後調査(列車の走行に伴う騒音・振動等)と沿線の家屋調査(約900件)を速やかに行うとともに、調査結果に応じ、環境保全対策工事の実施や家屋補償(工事を起因とした損失補償)の対応を進める必要がある。なお、これらの残事業は開業後、概ね2年程度で完了すると考えている。
- ・また、全線開業後も、引き続き第三種鉄道事業者として、より一層輸送の安全管理を徹底し、長期に渡り着実に借入金の返済を行っていくとともに、残事業の完了後は第三種鉄道事業者として、適切な規模の組織体制に縮小していく必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- ・全線開業後における残事業の完遂には、事業費確保のための予算措置や環境アセス対応のための地元説明など、同社と各自治体が緊密に連携する必要があり、事務的な協議調整はもとより、重要事項については、自治体幹部と同社役員との直接折衝による意思決定が可能となるよう、大阪府の人的関与を続けていく。
- ・第三種鉄道事業者として、第二種鉄道事業者との連携により、鉄道施設の維持管理及び安全統括管理を行う。また、長期に渡り着実に借入金の返済を行うため、適切な資金管理を行う。
- ・同社の組織形態のあり方について、大阪市やJR西日本等、他の主要株主と検討し、残事業の完了に合わせ、縮小する。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

《代表取締役社長の役割：残事業の完遂や輸送の安全確保を実現する総責任者》

- ・残事業（環境アセス事後調査・家屋調査・対策工事等）に必要な建設事業費の確保について、国（補助金）・自治体（出資金・補助金・貸付金）や市中金融機関（借入金）に対し、経営トップとして協議・交渉すること。
- ・調査結果に応じた環境保全対策工事を、鉄道運行の安全を確保した上で、遅滞なく施工すること。
- ・おおさか東線全区間において、第三種鉄道事業者として輸送の安全を確保すること。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

○同社は、国の補助制度を利用して、大阪圏の新たな鉄道ネットワークを形成する大阪外環状鉄道（おおさか東線）の整備を進めるため、大阪府・大阪市・JR西日本が主要株主となって設立した第3セクターであり、これまで代表取締役は、この3者から就任している。

○大阪外環状鉄道は、大阪府の強いリーダーシップのもと、大阪市・JR西日本との協力関係により事業を推進してきた。全線開業後も、これまで多額の税金を投入して整備を進めてきた本工事で対応が必要な家屋補償や環境アセス対応等、所要の事業を実施するため、府関係者の就任が必要。なお、残事業完了後も、第三種鉄道事業者として、輸送の安全管理を徹底し、全ての借入金を返済するという経営責任を果たすため、一定の人的関与は不可欠。

○府が役員の派遣を見直すなら、本事業に関する責任を回避しようとしているとの懸念や、本事業の先行きに対し、国・大阪市・JR西日本及び利害関係者に大きな不安を与え、事業推進に深刻な影響を及ぼす。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票17

法人名	大阪外環状鉄道株式会社					
法人所管課	都市整備部交通道路室都市交通課					
設立年月日	平成8年11月21日					
役員数	常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
			その他			3名
	非常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
職員数(常勤)	14名		うち府派遣	4名	うち府退職者	0名
主な事業概要	○大阪外環状線鉄道(おおさか東線)建設事業 【同社は、本事業を行うため、大阪府・大阪市・JR西日本が主体となって設立した第3セクターであり、国の補助金や貸付金等の資金調達により事業を進め、開業後、運行主体であるJR西日本からの線路使用料で、貸付金の償還を行っていく。】					
対象役員	常務取締役					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	6回	うち臨時的に開催したもの	0回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	経営企画会議	代表取締役社長、常務取締役、常勤監査役		毎週水曜日		

【前回見直し時の法人の課題等】

- ・平成30年度は、コスト縮減に努めながら、自治体の協力を得て、必要な事業費の確保を行い、鉄道運行の安全に最大限配慮しながら、同社の使命である平成30年度末の全線開業に向け、工事進捗を図っていく。
- ・開業後は、大阪府環境影響評価条例に基づく環境アセス事後調査(列車の走行に伴う騒音・振動等)と沿線の家屋調査(約900件)を行い、調査結果に応じ、環境保全対策工事の実施や家屋補償(工事を起因とした損失補償)を行う必要がある。なお、これらの残事業は開業後、概ね2年程度で完了すると考えている。
- ・また、全線開業後は、引き続き第三種鉄道事業者として、より一層輸送の安全管理を徹底し、長期に渡り着実に借入金の返済を行っていくとともに、残事業の完了後は第三種鉄道事業者として、適切な規模の組織体制に縮小していく必要。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 《常務取締役(総務担当)の役割：代表取締役を補佐し、同社の業務全般を指揮。代表取締役が不在時は、職務代行者第一順位として、組織を統括。》
- ・開業及び残事業に関して、国・大阪府・沿線自治体・JR・金融機関と必要な諸手続きや事業推進に係る協議・調整を統括すること。
 - ・事業推進とコスト縮減を両立させるため、事業状況に応じた最適な組織体制及び人員配置計画を管理し、必要要員の確保を主要株主と協議・調整すること。
 - ・開業済区間において、第三種鉄道事業者として輸送の安全確保に関し、要員に関する事項を掌理すること。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- ・コスト縮減に努めるとともに、自治体の協力を得て必要な事業費の確保を行い、鉄道運行の安全に最大限配慮しながら工事進捗を図った結果、平成31年3月16日に全線開業を達成した。
- ・残事業(家屋補償や環境アセス対応)を約2年で完了させるとともに、完了後の組織縮小を検討中。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・大阪府環境影響評価条例に基づく環境アセス事後調査(列車の走行に伴う騒音・振動等)と沿線の家屋調査(約900件)を速やかに行うとともに、調査結果に応じ、環境保全対策工事の実施や家屋補償(工事を起因とした損失補償)の対応を進める必要がある。なお、これらの残事業は開業後、概ね2年程度で完了すると考えている。
- ・また、全線開業後も、引き続き第三種鉄道事業者として、より一層輸送の安全管理を徹底し、長期に渡り着実に借入金の返済を行っていくとともに、残事業の完了後は第三種鉄道事業者として、適切な規模の組織体制に縮小していく必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- ・全線開業後における残事業の完遂には、事業費確保のための予算措置や環境アセス対応のための地元説明など、同社と各自治体が緊密に連携する必要があり、事務的な協議調整はもとより、重要事項については、自治体幹部と同社役員との直接折衝による意思決定が可能となるよう、大阪府の人的関与を続けていく。
- ・第三種鉄道事業者として、第二種鉄道事業者との連携により、鉄道施設の維持管理及び安全統括管理を行う。また、長期に渡り着実に借入金の返済を行うため、適切な資金管理を行う。
- ・同社の組織形態のあり方について、大阪市やJR西日本等、他の主要株主と検討し、残事業の完了に合わせ、縮小する。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 《常務取締役(総務担当)の役割：代表取締役を補佐し、同社の業務全般を指揮。代表取締役が不在時は、職務代行者第一順位として、組織を統括。》
- ・残事業に関して、国・大阪府・沿線自治体・JR・金融機関と必要な諸手続きや事業推進に係る協議・調整を統括すること。
 - ・事業推進とコスト縮減を両立させるため、事業状況に応じた最適な組織体制及び人員配置計画を管理し、必要要員の確保を主要株主と協議・調整すること。
 - ・おおさか東線全区間において、第三種鉄道事業者として輸送の安全確保に関し、要員に関する事項を掌理すること。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

○同社は、国の補助制度を利用して、大阪圏の新たな鉄道ネットワークを形成する大阪外環状鉄道(おおさか東線)の整備を進めるため、大阪府・大阪市・JR西日本が主要株主となって設立した第3セクターであり、役員は、この3者から派遣している。

○大阪外環状鉄道は、大阪府の強いリーダーシップのもと、大阪市・JR西日本との協力関係により事業を推進してきた。全線開業後も、これまで多額の税金を投入して整備を進めてきた本工事で対応が必要な家屋補償や環境アセス対応等、所要の事業を実施するため、府関係者の就任が必要。なお、残事業完了後も、第三種鉄道事業者として、輸送の安全管理を徹底し、全ての借入金を返済するという経営責任を果たすため、一定の人的関与は不可欠。

○大阪府から派遣している常務取締役は、本事業を主導的に推進してきた大阪府が派遣する役員であり、代表取締役につぐ社内筆頭役員として、本事業の推進を図るため、認可・国庫補助の権限を有する国や、主要株主である大阪市・JR西日本との重要事項の調整、沿線自治体の吹田市・東大阪市・八尾市への対応など行う必要がある。広域自治体の大阪府で培った行政経験や手腕・人脈が円滑な事業推進に必要不可欠である。

○府が役員の派遣を見直すなら、本事業に関する責任を回避しようとしているとの懸念や、本事業の先行きに対し、国・大阪市・JR西日本及び利害関係者に大きな不安を与え、事業推進に深刻な影響を及ぼす。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 18

法人名	大阪府土地開発公社					
法人所管課	都市整備部用地課					
設立年月日	昭和49年5月1日（昭和35年11月24日（財）大阪府開発協会として発足）					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
			その他			名
	非常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数（常勤）	67名		うち府派遣	16名	うち府退職者	29名
主な事業概要	公有地の拡大の推進に関する法律17条第1項及び第2項に掲げる業務 ・道路、河川等の公共用地の取得、管理、処分 ・国、公団等の委託に基づく用地取得の交渉受託等 ・その他附帯業務（ただし、住宅用地の造成事業等の独自事業はなし。）					
対象役員	理事長					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	3回	うち臨時的に開催したもの		1回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関（会議）名		構成員		開催頻度	
	役員会議		理事長、常務理事 事務局長兼総務経理課長、用地課長、特命調査役		週1回（毎週月曜日）	
【前回見直し時の法人の課題等】 ・先行取得した長期保有資産の縮減 ・今後の土地開発公社のあり方 【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】 理事長は、公社のトップとして、公社全体をマネジメントするとともに、長期保有資産の着実な解消に向けた府の関係機関との協議や、資金コストの軽減と安定的な資金供給を受けるための金融機関との調整に取り組んでいる。 事業推進については、事業の進捗状況を把握し、公共用地取得を実践していく最終責任者として、訴訟対応等も含め役員会議において明確な処理方針の指示や問題意識の共有を図るなど、公社が抱える重要課題の最終判断を行っている。 さらに、ここ数年の課題である公社のあり方の検討や職員確保などの具体的対応については、府に対して自ら働きかけるとともに、府及び公社の組織、財政等の現状を的確に把握し、今後の用地取得体制の確立に向けて、精力的に提言を重ねている。						
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】 ・先行取得した長期保有資産（5年以上）を計画的に解消するため、各事業の将来の新規取得額及び買戻し額、5年以上保有資産の解消年次を設定する府の『長期保有資産解消計画』に基づき、長期保有資産の縮減に努め計画以上の実績をあげ平成32年度末解消に向け進んでいる。（計画策定時には、平成30年度末の長期保有資産残高見込が134億円であったものが、23億円にまで縮減。） ・こうした経営健全化の取組みを踏まえた結果、平成31年2月策定の「平成31年度行政経営の取り組み」における公社のあり方については「府の用地取得規模が一定程度縮小する（公社を活用せず府の用地取得体制のみで実施できる規模）までは公社を活用した用地取得体制を維持する。」という現状・方向性となっている。これを受け、府OB（用地業務経験者）の再雇用が減少傾向にある中、用地取得専門機関としての機能維持のためにプロパー職員等の計画的な採用を進めているところ。 H29 プロパー2名採用 H30 プロパー2名採用 H31 プロパー2名採用、緊急措置として専門職員（65歳超）6名採用						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】
※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・「新名神高速道路事業（Ⅱ期区間）及び関連道路」の平成35年供用に向けた用地取得の着実な推進
- ・用地取得専門機関としての機能維持するための体制の構築
- ・今後、長期保有資産を発生させない買戻しルールの徹底

【上記課題に対する対応方針等】

- ・新名神高速道路事業（Ⅱ期区間）及び関連道路の平成32年度末用地取得完了に向けた組織体制の構築
- ・府と公社を通じた戦略的な用地取得体制の構築に向けた検討に積極的に関与し、複数年度を見通したブローカー職員の採用等
- ・長期保有資産（5年以上保有）を発生させないための買戻しルール

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

理事長は、公社のトップとして公社全体のマネジメントするとともに、主要課題である新名神高速道路事業及び関連事業の用地取得を早期完了、その他の府から依頼された用地取得業務を推進させるためNEXCOや大阪府等の関係機関幹部への働きかけ、資金コストの軽減と安定的な供給を受けるため、金融機関幹部との情報交換に取組んでいる。

現在、公社の組織において60歳以上の職員が3分の2を占め平成32年度末に大量の退職者が発生するなか、公社組織の機能維持のため組織の再構築に向けた具体的な取組みが緊急課題であり、今後府OBの確保が厳しいなか計画的にブローカー職員を採用していくことが最重要課題となっている。

○これまでの成果や実績など

- ・現在、新名神高速道路（高槻市域）の用地取得の進捗率は、面積比65%、関連道路の長尾八幡線の進捗率は、面積比54%となっており平成32年度末完了に向けては、困難案件を中心にNEXCOや大阪府の幹部職員との調整を行っているところ。
- ・売り手市場の状況下で大阪府プロフェッショナル人材戦略拠点からの紹介による有料人材紹介会社の活用をはじめ、あらゆる手段を講じることで平成31年度ブローカー職員を2名確保、さらに残る欠員については緊急措置として65歳超の専門職員を制度化し6名を確保した。
- ・先行取得用地について、4年以内に買戻しを行うルール

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

平成20年度末に発せられた府の派遣職員引揚げ方針により、平成21年度末で府派遣職員を引き上げた。そのため、平成22年度からは、府と公社で役割を分担し、用地取得を行っている。また、平成21年度のあり方検討で常務理事を2名から1名に、監事についても府OB監事を廃止し、2名から1名へと見直しを行うなど組織運営体制の効率化を図ってきた。

公社は、①府やNEXCOの公共事業に係る用地取得を担当すること、②府の指定出資法人として、監査をはじめとし様々な業務面で府の基準に準じた運営が求められること、③予算や資金調達には、府（都市整備部）との十分な連携が必要である（公社の借入に関する府の債務保証が必要）、④組織体制の確立に向けた多様な人材確保を行うため、府の労働所管部局等からの情報収集などを行いつつ迅速に方針を決定するには、府幹部職員としての経験が豊富である人材が望まれる。

公共用地取得業務をはじめとした府のプロジェクト状況を熟知し、府の人事や労働行政に精通した、見識のある民間人材は限られており、このような高度な知識を有する人材が欠けた場合には、公社の業務運営が停滞することにより計画的な用地取得に遅れが生じること、また公社組織体制の確立が遅れることは、府の用地取得体制に影響を及ぼし府の公共事業の推進に支障となる。

公社の業務は府と一体となって進めるため、公社の事業実施に府の施策を反映させることが何にも増して重要である。また、関係機関等との調整も府の施策や公共事業等の制約を熟知した上で行うことが求められることから、理事長は、府関係者が就任する必要がある。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 19

法人名	大阪府土地開発公社					
法人所管課	都市整備部用地課					
設立年月日	昭和49年5月1日（昭和35年11月24日（財）大阪府開発協会として発足）					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
			その他			名
	非常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数（常勤）	67名		うち府派遣	16名	うち府退職者	29名
主な事業概要	公有地の拡大の推進に関する法律17条第1項及び第2項に掲げる業務 ・道路、河川等の公共用地の取得、管理、処分 ・国、公団等の委託に基づく用地取得の交渉受託等 ・その他附帯業務（ただし、住宅用地の造成事業等の独自事業はなし。）					
対象役員	常務理事					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	3回	うち臨時的に開催したもの		1回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関（会議）名	構成員		開催頻度		
	役員会議	理事長、常務理事 事務局長兼総務経理課 長、用地課長、特命調査 役		週1回（毎週月曜日）		
【前回見直し時の法人の課題等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・先行取得した長期保有資産の縮減 ・今後の土地開発公社のあり方 						
【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】						
常務理事は、理事会運営、情報公開、訴訟、公社の組織・人事、危機管理など、法人運営に関する取りまとめや、長年、府の用地業務に携わってきた経験より、 <u>用地業務に精通していることから事業推進の調整を行い、理事長が意思決定するためのサポートを的確に行っている。</u>						
<ul style="list-style-type: none"> ・年2回（3月、5月）開催する理事会が円滑に行われるよう、外部理事、外部監事、主管課との調整 ・用地取得にかかる相続等による土地や物件等の情報公開請求や個人情報開示への対応 ・用地取得にかかる土地明け渡し請求、損害賠償請求、不動産登記、境界確定等による訴訟への対応 ・<u>公社の組織・人事については、組織のスリム化や人件費抑制の強化を図るための検討及び調整</u> 						
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・先行取得した長期保有資産（5年以上）を計画的に解消するため、各事業の将来の新規取得額及び買戻し額、5年以上保有資産の解消年次を設定する府の『長期保有資産解消計画』に基づき、長期保有資産の縮減に努め計画以上の実績をあげ平成32年度末解消に向け進んでいる。（計画策定時には、平成30年度末の長期保有資産残高見込が134億円であったものが、23億円にまで縮減。） ・こうした経営健全化の取組みを踏まえた結果、平成31年2月策定の「平成31年度行政経営の取り組み」における公社のあり方については「府の用地取得規模が一定程度縮小する（公社を活用せず府の用地取得体制のみで実施できる規模）までは公社を活用した用地取得体制を維持する。」という現状・方向性となっている。これを受け、府OB（用地業務経験者）の再雇用が減少傾向にある中、用地取得専門機関としての機能維持のためにプロパー職員等の計画的な採用を進めているところ。 						
H29 プロパー2名採用						
H30 プロパー2名採用						
H31 プロパー2名採用、緊急措置として専門職員（65歳超）6名採用						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】
※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・「新名神高速道路事業（Ⅱ期区間）及び関連道路」の平成35年供用に向けた用地取得の着実な推進
- ・用地取得専門機関としての機能維持するための体制構築
- ・今後、長期保有資産を発生させない買戻しルールの徹底

【上記課題に対する対応方針等】

- ・新名神高速道路事業（Ⅱ期区間）及び関連道路の平成32年度末用地取得完了に向けた組織体制の構築
- ・府と公社を通じた戦略的な用地取得体制の構築に向けた検討に積極的に関与し、複数年度を見通したブローカー職員の採用等
- ・長期保有資産（5年以上保有）を発生させないための買戻しルールの徹底

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・常務理事は、公社のコンプライアンス等に関する指導、法人運営に関する取りまとめや府での豊かな経験により、理事である都市整備部長との情報共有や人的な繋がりを生かした主管部局との調整を行い理事長が意思決定するためのサポート。
- ・事務局の円滑な業務推進に向けた指導、その他事務局で対応しきれない府や他の関係機関との調整業務
- ・新規採用職員が定着しやすい職場環境整備づくり。（職員向け研修などコンプライアンスの徹底）

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

平成20年度末に発せられた府の派遣職員引揚げ方針により、平成21年度末で府派遣職員を引き上げた。そのため、平成22年度からは、府と公社で役割を分担し、用地取得を行っている。また、平成21年度のあり方検討で常務理事を2名から1名に、監事についても府OB監事を廃止し、2名から1名へと見直しを行うなど組織運営体制の効率化を図ってきた。

公社は、①府やNEXCOの公共事業に係る用地取得を担当すること、②府の指定出資法人として、監査をはじめと様々な業務面で府の基準に準じた運営が求められること、③予算や資金調達には、府（都市整備部）との十分な連携が必要である（公社の借入に関する府の債務保証が必要）、④組織体制の確立に向けた多様な人材確保を行うため、府の労働所管部局等からの情報収集などを行いつつ迅速に方針を決定するには、府幹部職員として経験が豊富である人材が望まれる。

公共用地取得業務をはじめとした府のプロジェクト状況を熟知し、府の人事や労働行政に精通した、見識のある民間人材は限られており、このような高度な知識を有する人材が欠けた場合には、公社の業務運営が停滞することにより計画的な用地取得に遅れが生じること、また公社組織体制の確立が遅れることは、府の用地取得体制に影響を及ぼし府の公共事業の推進に支障となる。

公社の業務は府と一体となって進めるため、公社の事業実施に府の施策を反映させることが何にも増して重要である。また、関係機関等との調整も府の施策や公共事業等の制約を熟知した上で行うことが求められることから、常務理事は、府関係者が就任する必要がある。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票20

法人名	大阪府住宅供給公社																																							
法人所管課	住宅まちづくり部都市居住課																																							
設立年月日	昭和40年11月1日																																							
役員数	常勤	3名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名																																		
			その他																																					
	非常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名																																		
職員数(常勤)	161名		うち府派遣	7名	うち府退職者																																			
主な事業概要	○公社賃貸住宅約22,000戸及び民間借上型特定優良賃貸住宅約150戸の管理・運営 ○指定管理者制度に基づく府営住宅約32,000戸の管理運営及び管理代行制度に基づく府営住宅約120,000戸の計画修繕業務の受託 ○箕面森町開発事業など大阪府の主要プロジェクトの補完 ○新婚・子育て世帯や高齢者世帯などへの支援及びまちづくりへの貢献																																							
対象役員	理事長(常勤)																																							
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	4回	うち臨時的に開催したもの		回																																			
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無																																							
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度																																			
	経営会議		理事長、常務理事、監事、総務企画部長、整備推進部長、経営管理部長、理事長が特に指名する者		月1回、随時																																			
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○財務基盤の強化 ○自立化に向けた組織体制の構築 ○特定優良賃貸住宅の収支改善 ○公社賃貸住宅のストック有効活用 ○「大阪府住宅まちづくりマスタープラン(平成24年3月)」に基づく取り組みの推進 ○府営住宅計画修繕の適正執行 ○府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得 ○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施 <p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <p>(理事長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知事が任命する最高経営責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>公社執行機関を統括し、府住宅まちづくり政策の一翼を担いつつ、自立化に向けた経営戦略を司る最高責任者</u> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○財務基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・約2.2万戸の公社賃貸住宅の安定的な経営⇒住宅稼働率の水準を維持(H29:92.3%) ・公社債券の格付け維持(H30.10~:AA-安定的) 公社債券の計画的発行 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">《公社債券発行実績(億円)》</td> <td colspan="4">《借入金残高(億円)》</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>年度</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>130</td> <td>130</td> <td>130</td> <td>200</td> <td>計画</td> <td>1,583</td> <td>1,542</td> <td>1,434</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実績</td> <td>1,534</td> <td>1,477</td> <td>1,417</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○自立化に向けた組織体制の構築、府派遣職員の縮減 <ul style="list-style-type: none"> 《H21》 5部 1部内室 18課 1課内室 1事務所 5管理センター 常勤職員 305名(うち、府派遣職員78名) 《H30》 3部 13課 3管理センター 常勤職員 164名(うち、府派遣職員7名) 						《公社債券発行実績(億円)》				《借入金残高(億円)》				年度	H27	H28	H29	H30	年度	H27	H28	H29	実績	130	130	130	200	計画	1,583	1,542	1,434						実績	1,534	1,477	1,417
《公社債券発行実績(億円)》				《借入金残高(億円)》																																				
年度	H27	H28	H29	H30	年度	H27	H28	H29																																
実績	130	130	130	200	計画	1,583	1,542	1,434																																
					実績	1,534	1,477	1,417																																

○特定優良賃貸住宅の収支改善

- ・前回以降引き続きオーナーとの協議を進め、契約の繰上解除（空家増加による将来リスクの回避）を実施。
管理戸数 H21末：156団地（4,538戸） H29末：5団地（137戸）

○公社賃貸住宅のストック有効活用

- 《耐震性の向上》
 - ・平成27年6月にストック活用実施計画を策定
計画に沿って、建替え・耐震改修等進める。
- 《居住水準の向上》
 - ・リノベーションについては、3タイプのモデルプランを用意し、アンケート等の調査を実施し、入居者視点の仕様、設備への嗜好性、優先度の把握に努める。
 - ・LDK化や設備機器のリニューアル等のリノベーション実施
 - ・公社賃貸住宅等のLED化整備事業の実施

○大阪府住宅まちづくりマスタープランに基づく取り組みの推進

- ・新婚子育て層及び高齢者世帯等を対象に、一定期間他の申込者に対し優先申込みできる制度の実施
- ・住宅セーフティネット構築への取り組みとして、平成27年3月に設置された「Osakaあんしん住まい推進協議会」に正会員として加入、大阪府とともに事務局の一部を担う。
- ・障がいのある方々の地域での自立した暮らしを支援するため、公社賃貸住宅の一部の空き家をグループホームとして活用（H25～）
- ・泉北ニュータウン茶山台団地において、若年層の入居促進を目的に堺市・民間企業と連携して、DIY方式による住戸リノベーションモデル工事の実施

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・H28：7,436百万円（326件）、H29：8,657百万円（599件）

○府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得

- ・北摂①地区、堺市南区地区を受託（受託期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日）

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- 《調整中》都市計画道路（枚方津田線）の処分 《H29売却》箕面新町（第三区域）

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

■平成29年4月に改定した「経営計画（平成24年度～33年度）」の着実な実現

○財務基盤の強化

- ・借入金の計画的縮減
→平成33年度末の借入金残高目標を1,400億円以下に設定
《借入金残高（億円）》

年度	H25	H29	H33
計画	1,663	1,434	1,400
- ・公社債券の格付け（H30.10～：AA－安定的）維持及び計画的な発行
《発行実績》
→格付け取得による公社債券の発行（府の損失補償なし）
H24 から H30 計14回 1,005億円発行

○自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じた効率的な組織体制の構築
→平成33年度末 定数計画 168人
- ・組織の活力維持・活性化のための人材の育成確保
※府派遣職員が組織の中核を担ってきたことからプロパー職員の育成が急務

○公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上

- H29年度末の稼働率：92.3%

○公社賃貸住宅のストック有効活用

- ・ストック活用実施計画の着実な実施
→平成33年度までの実施計画を策定（H27.6）
「ストック再編計画」（管理戸数 H33末：約2万戸）、
「耐震化計画」（耐震化率 H32末：約92%）、
「長期有効活用計画」

○「住まうビジョン・大阪（平成28年12月）」における施策の柱立てに基づく事業の展開

- ・国内外から多様な人々を惹きつける住まいと都市
- ・活き活きとくらすことができる住まいと都市
- ・環境にやさしく快適にくらすことができる住まいと都市
- ・安全を支える住まいと都市
- ・安心して暮らすことができる住まいと都市

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・府の管理代行者として適正かつ円滑な事業推進が不可欠

○府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得

- ・現行の受託期間がH33年度末で終了

【上記課題に対する対応方針等】

■経営計画の着実な実現

○財務基盤の強化

- ・約2.2万戸の大規模な公社賃貸住宅の安定的な経営
※住宅稼働率の水準（H29：92.3%）を維持
- ・公社債券の格付け（AA－安定的）維持及び計画的な発行

○自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じ、効率的な組織体制になるよう、常に組織の見直しを進める。
- ・プロパー職員の士気を高めるとともに、経営力を有するプロパー職員を育成し、公社の自立化を促進
- ・プロパー職員の継続的な採用や資質向上・意識改革を目的とした職員研修の実施

○公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上

- ・フリーレントやキャッシュバックなどの対策を講じて、年4回入居促進キャンペーンの実施
- ・募集情報やキャンペーン情報などを、オフィシャルサイト・SNSやプレスリリース等、多様な媒体を活用して積極的に発信
- ・休日の窓口・電話対応や部屋案内業務を強化するため募集カウンターの設置
- ・学校法人や企業など法人契約の獲得に向け営業を強化

○公社賃貸住宅のストック有効活用

- ・建替事業費の確保及び建設年度の古い団地や耐震性のない団地（住棟）を優先
- ・団地の特性に応じて建替え、集約、経営廃止などを適切に選択
- ・入居者の居住の安定に配慮
- ・将来の住宅ニーズの変化への対応
リフォーム・リノベーション住宅の拡充
- ・まちづくりへの貢献

○「住まうビジョン・大阪（平成28年12月）」における施策の柱立てに基づく事業の展開

- ・国内外から多様な人々を惹きつける住まいと都市
多様化する入居者のニーズに対応するため、様々なリノベーション住宅を供給
住まい手が自由に模様替えのできる制度の導入などDIYを促進
- ・活き活きとくらすことができる住まいと都市
コミュニティの活性化への取り組みして団地内集会所を利用した住民交流の場づくりを実施
新婚・子育て世帯及び高齢者等世帯の入居を促進するため優先申込期間制度を実施
- ・環境にやさしく快適にくらすことができる住まいと都市
発電事業者への屋根貸しによるソーラーパネルの設置
住宅及び周辺環境に対して、緑豊かでゆとりある良好な住環境を保つよう、屋上緑化や既存樹木の保存を実施
- ・安全を支える住まいと都市
公社賃貸住宅の耐震化
自治会や防災関係機関などと協働して、防災コミュニティ活動の充実を図るイベントを実施
- ・安心して暮らすことができる住まいと都市
建替団地において、手すりの設置等高齢者に配慮したバリアフリー設計の住戸供給
高齢者の買い物支援や孤食を防ぐ取組み等の実施

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・府の管理代行者として、府と密接な連絡・連携体制を構築し、適正かつ円滑な事業推進を図る。

○府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得

- ・次回指定管理の応募に向け組織強化を図る。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すること）】

理事長は公社執行機関を統括し、府住宅まちづくり政策の一翼を担いつつ、自立化に向けた経営戦略を司る知事が任命する最高責任者

＜これまでの成果・実績＞

○経営改善（財務基盤の強化）

- ・平成29年度決算まで11期連続で黒字を維持
- ・平成29年度末の借入金残高（実績）は1,417億円であり、計画以上の縮減を実現
- ・公社債券の格付け（H30.10～：AA－安定的）維持及び計画的な発行
《発行実績》格付け取得による公社債券の発行（府の損失補償なし）
平成24～30年度 計14回 1,005億円発行
- ・公社賃貸住宅の稼働率の維持（平成29年度末稼働率：92.3%）

○自立化に向けた組織体制の構築

《平成21年度》 5部 1部内室 18課 1課内室 1事務所 5管理センター
常勤職員 305名（うち、府派遣職員78名）
《平成30年度》 3部 13課 3管理センター
常勤職員 164名（うち、府派遣職員7名）

○特定優良賃貸住宅の収支改善

- ・オーナーとの協議を進め、契約の繰上解除（空家増加による将来リスクの回避）を実施。
管理戸数 《平成21年度》156団地（4,538戸）
《平成29年度》 5団地（137戸）

○公社賃貸住宅のストック有効活用

- ・ストック活用実施計画（平成27～33年度）を策定

○「住まうビジョン・大阪（平成28年12月）」における施策の柱立てに基づく事業の展開

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・H28：7,436百万円（326件）、H29：8,657百万円（599件）

○府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得

- ・北摂①地区、堺市南区地区を受託（受託期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日）

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- ・H29：箕面新町（第三区域）売却

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

大阪府住宅供給公社は、平成29年4月に、経営計画（平成24～33年度）を改定し、府の政策を補完する役割を担いつつ、資金調達力や経営企画力を備えた自立した経営体を目指している。

そのため、多額の借入金残高の計画的な縮減が至上命題である。平成29年度末の借入金残高（実績）は1,417億円（うち府の損失補償455億円）と経営計画どおり縮減しているが、返済が滞れば府の財政に甚大な影響があることから、府が主体的に関与する必要があることは、前回審査時と同様である。

また、市場公募債の発行（府の損失補償なし）において、その格付を維持するためにも、安定した経営と府の住宅まちづくり政策への貢献が不可欠である。

これらのことを踏まえ、引き続き、府政策への貢献や経営基盤の強化と自立した経営体の確立等を図るため、【上記課題に対する対応方針等】に掲げた項目を、各役員が公社職員を指導監督しながら着実に実現することが不可欠である。

理事長には、公社執行機関を統括し、府住宅まちづくり政策の一翼を担いつつ、自立化に向けた経営戦略を司る最高責任者として、府の政策に精通し府財政をよく理解している府関係者が就任することが必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票21

法人名	大阪府住宅供給公社																																							
法人所管課	住宅まちづくり部都市居住課																																							
設立年月日	昭和40年11月1日																																							
役員数	常勤	3名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名																																		
			その他																																					
	非常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名																																		
職員数(常勤)	161名		うち府派遣	7名	うち府退職者																																			
主な事業概要	○公社賃貸住宅約22,000戸及び民間借上型特定優良賃貸住宅約150戸の管理・運営 ○指定管理者制度に基づく府営住宅約32,000戸の管理運営及び管理代行制度に基づく府営住宅約120,000戸の計画修繕業務の受託 ○箕面森町開発事業など大阪府の主要プロジェクトの補完 ○新婚・子育て世帯や高齢者世帯などへの支援及びまちづくりへの貢献																																							
対象役員	常務理事(常勤・技術)																																							
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	4回	うち臨時的に開催したもの		回																																			
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無																																							
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度																																			
	経営会議		理事長、常務理事、監事、総務企画部長、整備推進部長、経営管理部長、理事長が特に指名する者		月1回、随時																																			
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○財務基盤の強化 ○自立化に向けた組織体制の構築 ○特定優良賃貸住宅の収支改善 ○公社賃貸住宅のストック有効活用 ○「大阪府住宅まちづくりマスタープラン(平成24年3月)」に基づく取り組みの推進 ○府営住宅計画修繕の適正執行 ○府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得 ○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施 <p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公社賃貸住宅のストック有効活用 ○「<u>大阪府住宅まちづくりマスタープラン(平成24年3月)</u>」に基づく取り組みの推進 ○府営住宅計画修繕の適正執行 ○府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得 ○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施 ○建設工事等審査会の統括者 <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○財務基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・約2.2万戸の公社賃貸住宅の安定的な経営⇒住宅稼働率の水準を維持(H29:92.3%) ・公社債券の格付け維持(H30.10~:AA-安定的) 公社債券の計画的発行 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">《公社債券発行実績(億円)》</td> <td colspan="4">《借入金残高(億円)》</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>年度</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>130</td> <td>130</td> <td>130</td> <td>200</td> <td>計画</td> <td>1,583</td> <td>1,542</td> <td>1,434</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実績</td> <td>1,534</td> <td>1,477</td> <td>1,417</td> </tr> </table>						《公社債券発行実績(億円)》				《借入金残高(億円)》				年度	H27	H28	H29	H30	年度	H27	H28	H29	実績	130	130	130	200	計画	1,583	1,542	1,434						実績	1,534	1,477	1,417
《公社債券発行実績(億円)》				《借入金残高(億円)》																																				
年度	H27	H28	H29	H30	年度	H27	H28	H29																																
実績	130	130	130	200	計画	1,583	1,542	1,434																																
					実績	1,534	1,477	1,417																																

- 自立化に向けた組織体制の構築、府派遣職員の縮減
 - 《H21》 5部 1部内室 18課 1課内室 1事務所 5管理センター
常勤職員 305名（うち、府派遣職員78名）
 - 《H30》 3部 13課 3管理センター
常勤職員 164名（うち、府派遣職員7名）
- 特定優良賃貸住宅の収支改善
 - ・前回以降引き続きオーナーとの協議を進め、契約の繰上解除（空家増加による将来リスクの回避）を実施。
 - 管理戸数 H21末：156団地（4,538戸） H29末：5団地（137戸）
- 公社賃貸住宅のストック有効活用
 - 《耐震性の向上》
 - ・平成27年6月にストック活用実施計画を策定
計画に沿って、建替え・耐震改修等進める。
 - 《居住水準の向上》
 - ・リノベーションについては、3タイプのモデルプランを用意し、アンケート等の調査を実施し、入居者視点の仕様、設備への嗜好性、優先度の把握に努める。
 - ・LDK化や設備機器のリニューアル等のリノベーション実施
 - ・公社賃貸住宅等のLED化整備事業の実施
- 大阪府住宅まちづくりマスタープランに基づく取り組みの推進
 - ・新婚子育て層及び高齢者世帯等を対象に、一定期間他の申込者に対し優先申込みできる制度の実施
 - ・住宅セーフティネット構築への取り組みとして、平成27年3月に設置された「Osakaあんしん住まい推進協議会」に正会員として加入、大阪府とともに事務局の一部を担う。
 - ・障がいのある方々の地域での自立した暮らしを支援するため、公社賃貸住宅の一部の空き家をグループホームとして活用（H25～）
 - ・泉北ニュータウン茶山台団地において、若年層の入居促進を目的に堺市・民間企業と連携して、DIY方式による住戸リノベーションモデル工事の実施
- 府営住宅計画修繕の適正執行
 - ・H28：7,436百万円（326件）、H29：8,657百万円（599件）
- 府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得
 - ・北摂①地区、堺市南区地区を受託（受託期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日）
- 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施
 - 《調整中》都市計画道路（枚方津田線）の処分 《H29売却》箕面新町（第三区域）

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

■平成29年4月に改定した「経営計画（平成24年度～33年度）」の着実な実現

- 財務基盤の強化
 - ・借入金の計画的縮減
→平成33年度末の借入金残高目標を1,400億円以下に設定
《借入金残高（億円）》

年度	H25	H29	H33
計画	1,663	1,434	1,400
- ・公社債券の格付け（H30.10～：AA－安定的）維持及び計画的な発行
《発行実績》
→格付け取得による公社債券の発行（府の損失補償なし）
H24 から H30 計14回 1,005億円発
- 自立化に向けた組織体制の構築
 - ・業務内容や業務量に応じた効率的な組織体制の構築
→平成33年度末 定数計画 168人
 - ・組織の活力維持・活性化のための人材の育成確保
※府派遣職員が組織の中核を担ってきたことからプロパー職員の育成が急務
- 公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上
→H29年度末の稼働率：92.3%

○公社賃貸住宅のストック有効活用

・ストック活用実施計画の着実な実施

→平成33年度までの実施計画を策定（H27.6）

「ストック再編計画」（管理戸数 H33末：約2万戸）、

「耐震化計画」（耐震化率 H32末：約92%）、

「長期有効活用計画」

○「住まうビジョン・大阪（平成28年12月）」における施策の柱立てに基づく事業の展開

- ・国内外から多様な人々を惹きつける住まいと都市
- ・生き生きとくらすことができる住まいと都市
- ・環境にやさしく快適にくらすことができる住まいと都市
- ・安全を支える住まいと都市
- ・安心して暮らすことができる住まいと都市

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・府の管理代行者として適正かつ円滑な事業推進が不可欠

○府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得

- ・現行の受託期間がH33年度末で終了

【上記課題に対する対応方針等】

■経営計画の着実な実現

○財務基盤の強化

- ・約2.2万戸の大規模な公社賃貸住宅の安定的な経営
※住宅稼働率の水準（H29：92.3%）を維持
- ・公社債券の格付け（AA-安定的）維持及び計画的な発行

○自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じ、効率的な組織体制になるよう、常に組織の見直しを進める。
- ・プロパー職員の士気を高めるとともに、経営力を有するプロパー職員を育成し、公社の自立化を促進。
- ・プロパー職員の継続的な採用や資質向上・意識改革を目的とした職員研修の実施

○公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上

- ・フリーレントやキャッシュバックなどの対策を講じて、年4回入居促進キャンペーンの実施
- ・募集情報やキャンペーン情報などを、オフィシャルサイト・SNSやプレスリリース等、多様な媒体を活用して積極的に発信
- ・休日の窓口・電話対応や部屋案内業務を強化するため募集カウンターの設置
- ・学校法人や企業など法人契約の獲得に向け営業を強化

○公社賃貸住宅のストック有効活用

- ・建替事業費の確保及び建設年度の古い団地や耐震性のない団地（住棟）を優先
- ・団地の特性に応じて建替え、集約、経営廃止などを適切に選択
- ・入居者の居住の安定に配慮
- ・将来の住宅ニーズの変化への対応
リフォーム・リノベーション住宅の拡充
- ・まちづくりへの貢献

○「住まうビジョン・大阪（平成28年12月）」における施策の柱立てに基づく事業の展開

- ・国内外から多様な人々を惹きつける住まいと都市
多様化する入居者のニーズに対応するため、様々なリノベーション住宅を供給
住まい手が自由に模様替えのできる制度の導入などDIYを促進
- ・生き生きとくらすことができる住まいと都市
コミュニティの活性化への取り組みして団地内集会所を利用した住民交流の場づくりを実施
新婚・子育て世帯及び高齢者等世帯の入居を促進するため優先申込期間制度を実施
- ・環境にやさしく快適にくらすことができる住まいと都市
発電事業者への屋根貸しによるソーラーパネルの設置
住宅及び周辺環境に対して、緑豊かでゆとりある良好な住環境を保つよう、屋上緑化や既存樹木の保存を実施

- ・安全を支える住まいと都市
公社賃貸住宅の耐震化
自治会や防災関係機関などと協働して、防災コミュニティ活動の充実を図るイベントを実施
- ・安心して暮らすことができる住まいと都市
建替団地において、手すりの設置等高齢者に配慮したバリアフリー設計の住戸供給
高齢者の買い物支援や孤食を防ぐ取組み等の実施

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・府の管理代行者として、府と密接な連絡・連携体制を構築し、適正かつ円滑な事業推進を図る。

○府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得

- ・次回指定管理の応募に向け組織強化を図る。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すること）】

<これまでの成果・実績>

○公社賃貸住宅のストック有効活用

- ・ストック活用実施計画（平成27～33年度）を策定

○「住まうビジョン・大阪（平成28年12月）」における施策の柱立てに基づく事業の展開

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・H28：7,436百万円（326件）、H29：8,657百万円（599件）

○府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得

- ・北摂①地区、堺市南区地区を受託（受託期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日）

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- ・H29：箕面新町（第三区域）売却

○建設工事等審査会の統括

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

大阪府住宅供給公社は、平成29年4月に、経営計画（平成24～33年度）を改定し、府の政策を補完する役割を担いつつ、資金調達力や経営企画力を備えた自立した経営体を目指している。

そのため、多額の借入金残高の計画的な縮減が至上命題である。平成29年度末の借入金残高（実績）は1,417億円（うち府の損失補償455億円）と経営計画どおり縮減しているが、返済が滞れば府の財政に甚大な影響があることから、府が主体的に関与する必要があることは、前回審査時と同様である。

また、市場公募債の発行（府の損失補償なし）において、その格付を維持するためにも、安定した経営と府の住宅まちづくり政策への貢献が不可欠である。

これらのことを踏まえ、引き続き、府政策への貢献や経営基盤の強化と自立した経営体の確立等を図るため、【上記課題に対する対応方針等】に掲げた項目を、各役員が公社職員を指導監督しながら着実に実現することが不可欠である。

常務理事（技術）は、特に、公社賃貸住宅のストックを有効に活用するため、財務体質の改善を図りつつ、建替えや集約、経営廃止、耐震改修、住戸改善等、団地の特性に応じ公社団地の再生に向けた取り組みを円滑に事業推進する所管の担当理事である。これらの取り組みは、今後の経営基盤（借入金の縮減）に大きな影響を与えるものであり、府が主体的に関与する必要がある職務である。そのため、府の住宅政策に精通した専門的な知識を持った府関係者が就任することが必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票22

法人名	(一財)大阪府タウン管理財団					
法人所管課	住宅まちづくり部タウン推進局管理課					
設立年月日	平成3年7月1日					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
			その他			名
	非常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	37名		うち府派遣	14名	うち府退職者	5名
主な事業概要	○地区センタービル、近隣センター等の専門店、事務所、公共公益施設等の管理運営 ○駐車場の管理運営 ○北摂霊園の墓域の整備、墓所の貸付及び施設の管理運営					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	6回	うち臨時的に開催したもの		4回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	評議員会	評議員(弁護士、大学准教授他)理事、監事		年2回程度		

【前回見直し時における法人の課題等】

- (公財)大阪府都市整備推進センターとの統合に向けて、資産処分を推進していく必要があるが、府と一体となってまちづくりに関与してきた経緯も踏まえ、地元市等関係者の信頼関係のもと、事業収束を図る必要がある。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 財団全体の事業のマネジメント(事業推進、対外交渉、人事など)
- 中期経営計画に関する大阪府との調整及び意思形成の具体化への対応
- 旧企業局の開発地域におけるまちづくりの責任の一端を担いつつ、財団のミッションである資産処分等を進め、法人統合に向けた対応(府や地元市等との連携、協議調整の実施等)
- 北摂霊園事業やりんくうタウンにおけるにぎわいづくり事業等、財団に求められる公益的な事業の進捗状況を把握し、事業推進における責任者としての確かな指示
- 財団のトップとして、各地区の地域性を理解し、事業管理・運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、府や関係市長、関係団体役員等との協議調整を行っている。
 これまで、概ね中期経営計画に沿って保有資産の処分を行いながら、財団の事業縮小を進めてきた。特に、大きな資産であった泉北地区の処分にあたっては、関係者との調整協議を重ね、地区再開発の主体となる民間事業者保有資産を売却。千里北地区の資産処分にあたって、地元市の活性化ビジョンを踏まえ、関係者との協議を進めており、重要事項に関する理事長としての意思決定を行いながら当該地区の保有資産の処分に向けて取り組んでいる。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 現在、法人の統合に向け、保有資産の処分を鋭意進めている状況にある。
 直近では、千里地区において、千里南第13駐車場跡地や桃山台第14駐車場など、府と連携し、地元市等と調整しながら、資産処分を実施した。
 その結果、当財団の公益目的事業比率が、47%を超え、都整Cとの統合後における公益目的事業比率が、50%を超えることが見込まれるようになってきたことから、平成32年度を目途に、法人統合が進められるよう府・両法人間で協議を進めている状況となっている。なお、法人統合後において、公益目的事業比率50%以上を安定的に維持するためには、引き続き、資産処分を進め、地元市等と十分な協議が必要と考えている。
- 千里・泉北地区の近隣センターの引継ぎについて、千里地区では、新千里東町のオープンスペースを豊中市に引き継いだり、吹田市域を含め、まだ10箇所の近隣センターの引継ぎが残されている状況にある。

泉北地区では、基本協定に基づき、堺市との協議・調整が整ってきており、29年度に原山台近隣センターの引継ぎが完了し、30年度は高倉台、若松台、晴美台の3近隣センターの引継ぎが完了する予定である。

また、32年度を目途に、残りの近隣センターの引継ぎを完了できるよう協議を進めている。

- りんくうタウンについては、大阪府が駅前ビルを売却したことから、これまで財団が行ってきた駅前商業施設の管理運営を泉佐野市に移管するとともに、りんくうタウン北地区におけるホテル不動産信託事業についても受益権を民間へ売却したところである。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人統合については、大阪府行財政改革推進プラン（案）の方針に基づき、千里地区における保有資産の処分を進めてきた結果、平成29年度の決算ベースでは統合後法人での公益目的事業比率が、50%を超える見込みとなっており、都整Cとの早期統合を目指して協議・調整を進めていく必要がある。
また、統合の取組みと合わせ、引き続き保有資産の処分や近隣センターの引継ぎを進めていく必要がある。
- これら保有資産の処分を進めるにあたっては、千里北地区センターや桃山台駅前施設など、まちづくりに重要な拠点となる施設であり、ニュータウンのまちづくりにおいて、これまで、府と財団が担ってきた経過も踏まえ、府民の理解と地元市の意向に配慮した最適な方法により処分を推進していく必要がある。
- 近隣センターの引継ぎについて、泉北地区については、32年度を目途に堺市への引継ぎを完了できるよう引き続き協議を進めていく。一方、千里地区については、地元市は基本的には引継ぎに同意しているものの、具体的な引継ぎの方法等については諸課題が多く、引継ぎに関する協議・調整には多大な時間と労力を要している。また、再開発の方向性により引継ぎの進捗に影響が出ることから、地元地権者や市と十分協議を進める必要がある。
- 公益事業である北摂霊園事業については、新規貸付者が減少し、墓所返還者も増加する中、平成29年3月に策定した経営改善計画を踏まえ、安定的な運営を行っていく必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 都整Cとの早期統合に向け、府と連携しながら、両法人間で、課題のクリアに向けた協議・調整を行い、年内を目途に合併契約の締結と公益認定の変更申請が行えるよう、公益認定法上の財務3基準（収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額の保有制限）や、統合後の組織体制・人員計画を検討するなど、統合に向けた取り組みを進める。
- 財団の資産処分にあっては、これまでの開発経過並びに、府や地元市のまちづくりの取り組みを踏まえつつ、関係者の理解を得ながら、まちの活性化に繋がる資産処分を推進していく。
特に、千里北地区センターについては、再開発事業に向けた検討が始まっており、今後、地元市の活性化ビジョンを踏まえながら、地元市、府民、民間事業者等と緊密な協議、調整を行っていく。
- 近隣センターの引継ぎについては、泉北地区の近隣センターを平成32年度中にすべて地元市に引き継げるよう関係者と協議を進めるとともに、千里地区の近隣センターにおいても、地元市の立場にも理解を示しつつ、建物の庇などの越境物件をはじめとする諸課題解決に努めながら、近隣センターの活性化に資するよう、粘り強く協議調整していく。
- 北摂霊園事業については、平成29年3月に策定した経営改善計画を踏まえ、墓所募集に関する民間事業者との業務提携、北摂地域市町村や大阪市内の区の広報紙への広告掲載など積極的な広報戦略を行い、安定的な収益確保への取り組みを進めていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 財団全体の事業のマネジメント（事業推進、対外交渉、人事など）
- 法人統合に向けた対応と意思決定（府や統合先法人との協議調整を含む）
- 北摂霊園事業等の公益的な事業の進捗状況の把握と、財団の代表者としての事業推進全般への的確な指示

- 財団のトップとして、各地区の地域性を理解し、事業管理・運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、府や関係市長、関係団体役員等との協議調整を行っている。これまで、概ね中期経営計画に沿って保有資産の処分を行いながら、財団の事業縮小を進めてきた。特に、大きな資産である千里北地区について、地元市の活性化ビジョンを踏まえ、再開発事業に向けた関係者との協議を進めており、重要事項に関する理事長としての意思決定を行いながら、当該地区の資産処分の方向性の検討を行っている。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 当法人は、府企業局が行った開発に関して、府と一体となって事業を推進してきた経緯があり、「大阪府行財政改革推進プラン（案）」の方針に基づき、資産処分を進めてきた。あわせて、地元市のまちづくりに貢献しながら府が関与する法人との統合を目指して、府の方針を強く反映した法人経営を行う必要も課せられている。
- こうした背景のもと、上記のような取組みを進めるため、保有資産の処分に当たっては、府のこれまでの開発経過や施策、地元市のまちづくり構想にも十分配慮して、きめ細かな調整を行った上で処分を進めていく必要があり、府や市の立場を熟知した行政経験者が適任である。
- 近隣センターの引継ぎについては、引継後の将来負担、管理運営や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている地元市に対して、市町村行政を熟知した行政経験者が粘り強く交渉に当たる必要もある。
- 公益事業の実施に当たっては、効率至上主義ではなく、公平性・平等性に十分配慮した行政感覚を持った対応が必要である。
- 当法人は、府として引き続き関与が必要な重要な出資法人であることから、法人経営の最高責任者には、出資法人改革の一環である法人統合を円滑に進めるとともに、地元まちづくりの活性化に資する保有資産の処分を進めることができるよう、府関係者の就任が必要不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票23

法人名	(一財)大阪府タウン管理財団					
法人所管課	住宅まちづくり部タウン推進局管理課					
設立年月日	平成3年7月1日					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
			その他			名
	非常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	37名		うち府派遣	14名	うち府退職者	5名
主な事業概要	○地区センタービル、近隣センター等の専門店、事務所、公共公益施設等の管理運営 ○駐車場の管理運営 ○北摂霊園の墓域の整備、墓所の貸付及び施設の管理運営					
対象役員	常務理事(兼事務局長)(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	6回	うち臨時的に開催したもの		4回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員(弁護士、大学准教授他)理事、監事		年2回程度	

【前回見直し時における法人の課題等】

- (公財)大阪府都市整備推進センターとの統合に向けて、資産処分を推進していく必要があるが、府と一体となってまちづくりに関与してきた経緯も踏まえ、地元市等関係者の信頼関係のもと、事業収束を図る必要がある。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 千里所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整
 - ・近隣センター(豊中市域3箇所、吹田市域7箇所)の引継ぎ
 - ・中期経営計画に沿った資産処分(28年度までの資産処分予定:桃山台駅前専門店・要員住宅、千里南第13駐車場跡地、桃山台第14駐車場等)
 - ・千里北地区の商業施設用地等の資産処分(29年度以降の資産処分予定)
- 北摂霊園事業の安定的な事業推進に向けた関係者協議・調整
- 千里所管事業の責任者として、事業管理・運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、府や関係市、関係団体での対応やその必要な事項についての指示や協議調整を行っている。千里北地区の資産処分に向けては、千里地区の特性性を熟知した常務理事を中心に関係者との協議・調整を重ねており、事業責任者として指示・意思決定を行うなど、その職責の役割を適切に果たしながら対応している。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 現在、法人の統合に向け、保有資産の処分を鋭意進めている状況にある。直近では、千里地区において、千里南第13駐車場跡地や桃山台第14駐車場など、府と連携し、地元市等と調整しながら、資産処分を実施した。その結果、当財団の公益目的事業比率が、47%を超え、都整Cとの統合後における公益目的事業比率が、50%を超えることが見込まれるようになってきたことから、平成32年度を目途に、法人統合が進められるよう府・両法人間で協議を進めている状況となっている。なお、法人統合後において、公益目的事業比率50%以上を安定的に維持するためには、引き続き、資産処分を進め、地元市等と十分な協議が必要と考えている。
- 千里・泉北地区の近隣センターの引継ぎについて、千里地区では、新千里東町のオープンスペースを豊中市に引き継いだり、吹田市域を含め、まだ10箇所の近隣センターの引継ぎが残されている状況にある。

泉北地区では、基本協定に基づき、堺市との協議・調整が整ってきており、29年度に原山台近隣センターの引継ぎが完了し、30年度は高倉台、若松台、晴美台の3近隣センターの引継ぎが完了する予定である。

また、32年度を目途に、残りの近隣センターの引継ぎを完了できるよう協議を進めている。

- りんくうタウンについては、大阪府が駅前ビルを売却したことから、これまで財団が行ってきた駅前商業施設の管理運営を泉佐野市に移管するとともに、りんくうタウン北地区におけるホテル不動産信託事業についても受益権を民間へ売却したところである。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人統合については、大阪府行財政改革推進プラン（案）の方針に基づき、千里地区における保有資産の処分を進めてきた結果、平成29年度の決算ベースでは統合後法人での公益目的事業比率が、50%を超える見込みとなっており、都整Cとの早期統合を目指して協議・調整を進めていく必要がある。
また、統合の取組みとあわせ、引き続き保有資産の処分や近隣センターの引継ぎを進めていく必要がある。
- これら保有資産の処分を進めるにあたっては、千里北地区センターや桃山台駅前施設など、まちづくりに重要な拠点となる施設であり、ニュータウンのまちづくりにおいて、これまで、府と財団が担ってきた経過も踏まえ、府民の理解と地元市の意向に配慮した最適な方法により処分を推進していく必要がある。
- 近隣センターの引継ぎについて、泉北地区については、32年度を目途に堺市への引継ぎを完了できるよう引き続き協議を進めていく。一方、千里地区については、地元市は基本的には引継ぎに同意しているものの、具体的な引継ぎの方法等については諸課題が多く、引継ぎに関する協議・調整には多大な時間と労力を要している。また、再開発の方向性により引継ぎの進捗に影響が出ることから、地元地権者や市と十分協議を進める必要がある。
- 公益事業である北摂霊園事業については、新規貸付者が減少し、墓所返還者も増加する中、平成29年3月に策定した経営改善計画を踏まえ、安定的な運営を行っていく必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 都整Cとの早期統合に向け、府と連携しながら、両法人間で、課題のクリアに向けた協議・調整を行い、年内を目途に合併契約の締結と公益認定の変更申請が行えるよう、公益認定法上の財務3基準（収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額の保有制限）や、統合後の組織体制・人員計画を検討するなど、統合に向けた取組みを進める。
- 財団の資産処分にあっては、これまでの開発経過並びに、府や地元市のまちづくりの取組みを踏まえつつ、関係者の理解を得ながら、まちの活性化に繋がる資産処分を推進していく。
特に、千里北地区センターについては、再開発事業に向けた検討が始まっており、今後、地元市の活性化ビジョンを踏まえながら、地元市、府民、民間事業者等と緊密な協議、調整を行っていく。
- 近隣センターの引継ぎについては、泉北地区の近隣センターを平成32年度中にすべて地元市に引き継げるよう関係者と協議を進めるとともに、千里地区の近隣センターにおいても、地元市の立場にも理解を示しつつ、建物の庇などの越境物件をはじめとする諸課題解決に努めながら、近隣センターの活性化に資するよう、粘り強く協議調整していく。
- 北摂霊園事業については、平成29年3月に策定した経営改善計画を踏まえ、墓所募集に関する民間事業者との業務提携、北摂地域市町村や大阪市内の区の広報紙への広告掲載など積極的な広報戦略を行い、安定的な収益確保への取組みを進めていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 千里地区所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整
 - ・近隣センター（豊中市域3箇所、吹田市域7箇所）の引継ぎ
 - ・中期経営計画に沿った資産処分（桃山台駅前専門店・要員住宅、南千里駅前公共広場等）
 - ・千里北地区商業施設用地等の資産処分の方向性の検討
- 北摂霊園事業の安定的な事業推進に向けた関係者協議・調整
- 事業責任者として、事業管理・運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、府や関係市、関係団体での対応やその必要な事項についての指示や協議調整を行っている。千里北地区の資産処分に向けては、千里地区の特性を熟知した常務理事を中心に関係者との協議・調整を重ねており、事業責任者として指示・意思決定を行うなど、その職責の役割を適切に果たしながら対応している。
また、法人統合を進める中で、千里北地区センターの資産処分の検討と併せて、孫法人である千里北センター(株)のあり方を検討する必要がある。常務理事が事業責任者として重要な役割を担うものである。
- 泉北地区の近隣センター（堺市域8箇所）の引継ぎ

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 保有資産の処分にあたっては、まちづくりに資する資産処分を行うことが必要であり、地元市のニュータウン再整備構想にも十分配慮しつつ、きめ細かな調整を行った上で処分を進める必要がある。そのためには、市の立場も熟知した行政経験者が適任である。
特に、千里北地区センター、桃山台駅前2施設などの地区の再整備に大きな影響を与える資産は、資産処分に係る手法や処分条件等について検討を行うとともに、地元市や関係機関(地権者・テナント・UR等)との協議・調整が重要であり、地区周辺の活性化に資するよう資産処分を進めていく必要がある。
- 近隣センターの引継ぎについては、引継後の将来負担や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている地元市に対して、市町村行政を熟知した行政経験者が粘り強く交渉に当たる必要がある。
- 公益事業の実施にあたっては、効率至上主義ではなく、公平性・平等性に十分配慮した行政感覚を持った対応が必要である。

大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

(平成31年4月1日現在)

氏名	職名	備考
上林 憲雄	神戸大学経営学域長・大学院経営学研究科長・経営学部長・教授	会長
久保 明代	株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長	—
坂本 守孝	坂本会計事務所 公認会計士	—
砂留 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント	—
八木 正雄	かけはし総合法律事務所 弁護士	—
山本 彰子	山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士	—
吉村 典久	大阪市立大学大学院経営学研究科・商学部 教授	—

(五十音順・敬称略)